

南関町地域防災計画

令和5年度
南関町防災会議

令和5年5月

目次

第1章 総 則	1
第1節 目的	1
第2節 計画の基本方針	1
第3節 防災関係機関等の責務と処理すべき事務又は業務	1
第4節 南関町の地勢と近年の災害状況及び課題	3
第5節 防災計画の修正・報告・周知	4
第2章 災害予防計画	5
第1節 災害危険区域（箇所）調査及び事前指導計画	5
第2節 風水害予防計画	6
第3節 火災予防計画	6
第4節 土砂災害等予防計画	7
第5節 地震災害予防計画	8
第6節 防災訓練計画	9
第7節 避難収容計画	10
第8節 自主防災組織等育成計画	12
第9節 地区防災計画	13
第10節 防災設備の活用	13
第11節 災害時備蓄計画	14
第12節 災害ボランティア計画	14
第13節 防災関係機関等における業務継続計画	15
第14節 受援計画	15
第15節 防災知識普及計画	16
第16節 避難行動要支援者等支援計画	20
第17節 公共施設等災害予防計画	24
第3章 風水害応急対策計画	26
第1節 防災組織計画	26
第2節 職員配置計画	29
第3節 気象予警報等伝達計画	32
第4節 災害情報収集計画	35
第5節 災害時要配慮者等避難支援計画及び避難収容計画	36
第6節 高齢者等避難・避難指示等の発令及び伝達手順	43

第7節 災害ボランティア連携計画	44
第8節 消防計画	45
第9節 り災者救出計画	48
第10節 医療救護計画	49
第11節 行方不明者等捜索及び遺体収容埋葬計画	50
第12節 水防計画	51
第13節 防疫計画	52
第14節 ごみ及びし尿処理計画	52
第15節 廃棄物処理計画	53
第16節 文教対策計画	54
第17節 自衛隊派遣要請計画	55
第4章 地震災害応急対策計画	57
第1節 地震災害応急対策計画	57
第2節 職員配置計画	59
第3節 食糧調達・供給計画	60
第4節 給水計画	61
第5節 交通輸送計画	61
第6節 緊急消防援助隊要請計画	63
第7節 文教対策計画	64
第5章 災害復旧・復興計画	65
第1節 施設災害復旧計画	65
第2節 復興計画	65
第3節 生業回復等の資金確保計画	66

第1章 総則

第1節 目的

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき、南関町における防災対策の現況把握と災害時における応急措置体制に関し必要な事項を定め、防災活動を効果的に実施することにより、住民の生命、身体、財産を災害から守るための対策を実施することを目的とする。

なお、水防法（昭和24年法律第193号）に基づく水防計画については、本計画の一環として体系付ける。

第2節 計画の基本方針

この計画の策定にあたっては、次の事項を基本とする。

- 1 災害予防計画の充実
- 2 自主防災力の強化
- 3 防災関係機関相互の連絡体制の確立
- 4 男女共同参画の視点からの防災体制の確立
- 5 避難体制の確立

第3節 防災関係機関等の責務と処理すべき事務又は業務

関係機関は、防災に関しおおむね次の事務又は業務を処理するものとする。

機関名	事務又は業務
南関町	<ul style="list-style-type: none">・南関町防災会議に関する事務・防災知識の普及対策、公共的団体及び住民防災組織の育成指導・防災に関する施設の新設、改良及び復旧対策・災害に関する情報の伝達、収集および被害調査・消防、水防その他の応急措置・災害時における保健衛生、文教及び交通等の対策・被災者に対する救助および救護措置
南関町消防団	<ul style="list-style-type: none">・消防団の加入促進及び火災予防に関する普及・消防、水防、その他の応急処置・災害に関する情報の伝達、収集および被害調査・団員に対する消防、水防、災害対応に関する訓練及び育成指導・災害時における救出救助活動支援
各区長 自主防災組織の長	<ul style="list-style-type: none">・災害時における一時避難所の開設（地区公民館など）・地区防災計画の作成・地区における防災知識の普及、災害体制の確立
熊本県（玉名地域振興局）	<ul style="list-style-type: none">・所掌事務についての防災対策
熊本県玉名警察署	<ul style="list-style-type: none">・災害時における治安、交通、通信等警察行政に関する業務・災害に関する情報の伝達、収集・災害時における救出救助活動、救助隊の派遣調整

有明広域行政事務組合 消防本部		<ul style="list-style-type: none"> ・火災予防等各種災害予防 ・水・火災及び地震災害等の応急対策 ・被災者の救出援護等
指定 地方 行政 機関 等	陸上自衛隊第8師団 第42即応機動連隊	<ul style="list-style-type: none"> ・天災地変、その他の災害に際しての情報の収集伝達及び人命並びに財産の保護
	熊本地方気象台	<ul style="list-style-type: none"> ・災害発生時における気象等観測資料の提供 ・気象、地象及び水象について予警報の発表及び通報
	国土交通省 九州地方整備局 菊池川河川事務所	<ul style="list-style-type: none"> ・大規模な災害時の応援活動（被害状況の把握、連絡網の構築、現地情報連絡員の派遣、災害応急措置等） ・大規模災害時における緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）の調整
指定 公共 機関 又は 指定 地方 公共 機関	西日本高速道路株式会社 九州支社 熊本高速道路事務所	<ul style="list-style-type: none"> ・有料道路及び施設の防災対策 ・災害時における救助物資及び人員の緊急輸送路の確保
	西日本電信電話株式会社 熊本支店	<ul style="list-style-type: none"> ・電信電話施設の保全、災害非常電話の調整対策
	九州電力送配電株式会社 （玉名配電事業所）	<ul style="list-style-type: none"> ・電力施設の保全・保安 ・災害時における電力供給確保
	社会福祉協議会 日本赤十字社熊本県支部 南関町分区	<ul style="list-style-type: none"> ・災害ボランティアセンターの設置・運営 ・支援物資の配布 ・義援金品受付、取りまとめ ・その他県支部の指示による業務
その 他の 公共 団体 等	嘱託医	<ul style="list-style-type: none"> ・災害時における負傷者等の医療、救護
	玉名農業協同組合	<ul style="list-style-type: none"> ・農業関係の被害調査及び協力 ・農産物の災害応急対策についての指導 ・被災農家に対する融資
	玉名森林組合	<ul style="list-style-type: none"> ・山林、荒廃地等の監視・対策、資材の斡旋
	南関町商工会	<ul style="list-style-type: none"> ・商工業関係の被害調査、融資希望者の取りまとめ及び斡旋等についての協力 ・災害時における物価安定についての協力 ・救助用物資、復旧資機材の確保についての協力斡旋
	南関町土地改良区	<ul style="list-style-type: none"> ・農業用施設の被害調査及び復旧
	南関町地域婦人会	<ul style="list-style-type: none"> ・災害時における後方支援
	南関町建設業協会	<ul style="list-style-type: none"> ・災害時の町道等被害における応急対応
熊本県産業資源循環協会	<ul style="list-style-type: none"> ・災害時の廃棄物処理 	

第4節 南関町の地勢と近年の災害状況及び課題

地形・水系

本町は、熊本県の西北端に位置し、東西9km、南北11.5km、面積は68.92km²であり、東は二城山により和水町と、南は小岱山及び臼間山により玉名市と、北は大津山と連なる山系により福岡県大牟田市及びみやま市と、西は三池山により荒尾市、大牟田市とそれぞれ境界をなし、それらの連山に囲まれた盆地には、高台・谷間を形成している。

水系は二城山の北側に源を発した関川が南西へ走り、大牟田市に入り諏訪川となり有明海へ注いでいる。

また、小岱山に源を発した内田川は、小流を加えて南東に流れ菊池川の支流となっている。

このような地形及び水系を持つ本町は、河川改修も大部分が施工済となり、冠水による田畑の被害も次第に減少してきているが、山地荒廃に起因する集中豪雨時の短時間増水による河川堤防の決壊、田畑地帯の冠水による被害や土砂災害警戒区域での林地崩壊等、いまだ危険要因は残されている。

気象

大雨については、令和2年7月豪雨及び令和3年8月豪雨で甚大な被害が発生し、多くの爪痕を残した。平年の梅雨入りは5月下旬頃で、梅雨明けは7月中旬頃であるが、昨年度は6月11日頃梅雨入りした。令和4年度の梅雨明けは早く、6月28日頃であった。

九州の雨の傾向としては、夕方から気温の低下と共に雨が降り始め、夜から明け方にかけて最も雨が降る傾向にある。また、数日間の長期におよぶ雨により河川の水位が上がる事で、令和2年7月には、河川の氾濫といった災害が起きている。近年では、停滞前線に湿った空気が流れ込む事で、線状降水帯が発生し記録的短時間豪雨となる傾向にある。

本町の気象災害は、豪雨や台風による風水害が主であり、これらは6月から10月の間に多く発生している。

○過去の水害状況

時期	要因	被害状況	備考
令和2年7月	令和2年7月豪雨	半壊 39件 一部損壊 8件	7月4日～7月12日までの8日間に渡る豪雨 本町では、大雨警報・洪水警報・土砂災害警戒情報・記録的短時間大雨情報が発表された。7月8日昼頃には一度雨が止んだものの、夜には、再度、大雨警報・洪水警報が発表され、12日朝まで警報が発表されていた。
令和3年8月	集中豪雨	土砂崩れ、建物の一部損壊あり	8月11日～8月18日までの7日間に渡る豪雨 本町では、大雨警報・洪水警報・土砂災害警戒情報・記録的短時間大雨情報が発表された。

※いずれも土砂災害警戒情報や、記録的短時間大雨情報など本町でも稀にしか観測しない雨量となっている。また本町においては、数日間に及ぶ大雨が豪雨災害に影響している。

火災については、昨年度は9件発生している。南関町の火災の傾向としては、林野火災が多く、住民へのさらなる注意喚起が必要である。令和3年度に完成した有明広域行政事務組合荒尾消防署南関分署は基幹分署としての機能を備え消防力の強化が図られており、今後は町消防団員との連携の強化や火災予防等の広報活動が課題である。

南関町の年別火災状況(過去10年)

	令和4	令和3	令和2	平成31 令和元年	平成30	平成29	平成28	平成27	平成26	平成25
建物	2	1	4	2	3	2	4	5	1	0
林野	4	8	4	4	3	3	1	1	2	3
車両	1	0	1	2	1	2	3	2	1	1
その他	2	13	8	8	8	12	4	2	7	6
合計	9	22	17	16	15	19	12	10	11	10

※有明広域行政事務組合消防本部「消防年報」より

台風については、九州北部地方では、早いもので5月、遅いもので10月に接近している。年間の台風接近の平均値としては、毎年、約4回接近している。しかし、2018年には年間で9回接近している事例もあるため、油断はできない。

昨年は、令和4年台風14号による暴風、大雨が発生したが、南関町には幸い直撃することなく、大きな被害は確認されなかった。

地震については、平成28年4月に発生した熊本地震で、本町においても14日21時26分に震度4、16日1時25分に震度5弱を観測した。

平成29年3月に改訂した南関町建築物耐震改修促進計画では、町の住宅の耐震化率は39%であり、令和7年度までに耐震性の不十分な住宅を概ね解消する計画を定めている。

第5節 防災計画の修正・報告・周知

地域防災計画は、災害対策基本法第42条の規定に基づき、国、県の防災指針、町の情勢を勘案して毎年検討を加え、必要があるときは速やかにこれを修正する。

また、同条5項の規定に基づき、南関町地域防災計画を作成し、又は修正をしたときには、速やかに熊本県知事に報告するものとし、その要旨を公表しなければならない。報告は、下記のとおりとする。

修正時期	報告期限
4月～8月修正	9月10日までに報告
9月以降	修正月の翌月末まで

第2章 災害予防計画

第1節 災害危険区域（箇所）調査及び事前指導計画

災害が予想される区域又は箇所を把握し、事前指導又は措置並びに周知を講じ、災害の未然防止に努めるとともに、災害発生時における被害を最小限度にとどめる等、災害応急対策が速やかに実施できるように定める。

1 災害危険箇所

危険箇所の種類		情報を確認できる場所
浸水想定区域（最大規模）	想定最大規模浸水深 0.5m 未満	<ul style="list-style-type: none"> ・南関町総合防災マップ ・南関町総合防災マップ（Web版） ・防災アプリ「ハザードン」 ・防災情報くまもと（熊本県）
	〃 0.5m～ 3.0m	
	〃 3.0m～ 5.0m	
	〃 5.0m～10.0m	
土砂災害警戒区域	〃 10.0m～20.0m	<ul style="list-style-type: none"> ・熊本県土砂災害情報マップ ・ハザードマップ（国土地理院） ・南関町防災計画 資料編
	土石流・特別警戒区域	
	土石流・警戒区域	
	急傾斜地の崩壊・特別警戒区域	
	急傾斜地の崩壊・警戒区域	

2 危険区域（箇所）ハザードマップ

危険区域（箇所）位置把握のためハザードマップを作成し、各課に常備しておくものとする。

3 危険区域（箇所）の更新

- 熊本県の作成する各危険区域のデータをもとに、ハザードマップを更新するものとする。また、新しい情報に更新した場合は、住民への周知に努める。

危険区域	データ提供	調査
土砂災害警戒区域	熊本県土木部河川港湾局 砂防課	熊本県玉名地域振興局土木部工務課
浸水想定区域	熊本県土木部河川港湾局 河川課	熊本県土木部河川港湾局 河川課

4 危険区域（箇所）の調査

- 災害により被害が拡大すると認められる設備又は物件の事前調査

町長は、災害の発生するおそれがあり、又は発生したときは、その災害が拡大されると認められる設備又は物件の除去、保安その他必要な措置について、指示すべき箇所を事前に調査し、的確な指示ができるよう実情を把握しておくものとする。ただし、措置状況等の調査は必要により随時行うものとする。
- 災害により被害が拡大すると認められる設備、物件の管理者等へ指示

前項の調査により設備、物件などの除去、保安その他必要な措置を行う必要があると認められるときは、災害対策基本法第59条の規定により、町長はその管理者等に対し、災害の拡大を防止するため必要な限度において、その除去、保安その他必要な措置をとることを指示するものとする。
- ※ 災害を拡大させるおそれがある設備・・・
 - 危険物貯蔵施設、火薬庫、堅固でない橋梁、高い煙突、広告塔
- ※ 災害を拡大させるおそれがある物件・・・その設備又は物件が、直接又は間接に災害を拡大させる原因となるもの

※ 必要な措置・・・補修・補強・移動・除去・使用の停止・処理・整理等

○ 「空き家対策特別措置法」が施行されたことに伴い、空き家（危険家屋）に対しての対策を整備する。

第2節 風水害予防計画

風水害を予防するために必要な事業又は施設の整備について定める。

1 治山・治水対策

雨水の流出状況及び土砂の河川等への流入状況を把握し、円滑な排水を行うべく、町内河川の掘削、護岸等改修整備、砂防事業の促進を図る。

2 道路、橋梁対策

風水害に備え、パトロールを強化し道路、橋梁等の被害を防止し、又は被害の誘因となるものを排除するなど、常に維持補修に努める。

●道路面の流水防止

出水により水没する道路のかさ上げや側溝の浚渫、水切りを良くし、横断勾配の整正等路側を整備し、特に山間部からの流入防止に重点を置く。

●排水溝等の維持補修

側溝、暗渠等への流木及び塵芥等の滞留を防止するとともに、のみ口を閉塞しないよう浚渫、又は山間部からの流出土砂の堆積物を除去するなど常に機能の確保に努める。

3 危険区域の警戒巡視

危険区域の警戒については、担当消防機関及び各所属課において現地調査を実施する。特に6月から10月までは、現地検分を厳重に行い警戒に万全を期す。

なお、この場合、実施者の安全確保については特に注意するものとする。

第3節 火災予防計画

住民の生命及び財産を火災から守るための計画であり、消防体制の強化、予防施策の推進及び防災知識の普及に努める。

1 消防力の強化

● 消防水利の定期的検査を行い、消防法（昭和23年法律第186号）に示す基準に達するよう整備に努めるとともに耐震性防火水槽及び小型動力ポンプ積載車等消防設備の整備充実を図る。

● 火災発生に対応できるよう消防用機械器具は、常に維持管理及び整備点検を行うとともに機器の充実を図る。

● 消防団組織の維持及び体制の強化を図る。

● 自主防災組織の強化・育成を図る。

● 企業体における自衛消防体制の整備強化を指導する。

2 火災予防査察の強化

消防法に基づき、有明広域行政事務組合消防本部が行う予防査察について次のとおり実施の推進を図る。

● 定期査察

年間査察計画の樹立にあたっては、有明広域行政事務組合消防本部と連絡を密にし、管内の対象物を定期的に査察するよう依頼する。

● 特別査察

消防本部消防長又は消防署長が特に必要と認めた場合、又は査察依頼があった場合の特別査察に協力する。

3 消防施設の整備推進

建築物に対する消火設備、警報設備、避難設備などの整備を推進する。

4 火災予防運動の展開

- 春、秋はもとより他の時期にも必要に応じて火災予防運動を行う。
- 町広報や報道機関等を活用し、随時防火意識の普及を行う。
- 必要に応じて、講習会、講演会、巡回等による啓発活動を行う。

5 特殊建物火災予防の指導

公衆の集会場、多人数が勤務する場所、木造大規模建築物等に対しては、建築内部の侵入順路、人命救助の方法、消火方法等について、万全の対策を講じるよう指導する。

6 耐震、耐火構造の推進

火災による建築物の焼失は、構造が木造であることに起因していることが多く、密集地域においては、消防力の整備強化と同時に建築物の不燃化及び耐震化を促進しなければ火災予防は期せられないことから老朽住宅等の建替えに際しては、不燃組立住宅等防火建築物の建設を強力に推進する。また、公共施設のうち、老朽による危険度の高い建物の新築にあたっては、耐震耐火構造による建設に努める。

第4節 土砂災害等予防計画

地すべり、山崩れ等の災害予防のために必要な事業及び施設の整備について定める。

1 がけ崩れ防止対策

土砂災害のおそれのある箇所については、適時巡視を行う。また、梅雨期及び台風期には、消防団を中心にパトロールを実施し、その状況を区長等に連絡するとともに、必要に応じ地域住民に周知させ、被害防止に努める。降雨によりがけ崩れの危険が切迫していると認めるときは、町長は、その地域の住民に対し警告又は避難指示を行う。

2 土砂災害のおそれのある箇所における警戒避難体制

(1) 警戒等基準雨量

区分	前日までの連続雨量が 100 mm以上の場合	前日までの連続雨量が 40 mm 以上 100 mm未満の場合	前日までの連続雨量が 40 mm未満 の場合
第1次 警戒体制	当日の日雨量が 50 mmを超 えたとき	当日の日雨量が 80 mmを超え たとき	当日の日雨量が 100 mmを超えたとき
第2次 警戒体制	当日の日雨量が 50 mmを超 え時間雨量が 30 mm程度の 雨が降り始めたとき	当日の日雨量が 80 mmを超え 時間雨量が 30 mm程度の雨が 降り始めたとき	当日の日雨量が 100 mmを超え時間 雨量が 30 mm程度の雨が降り始め たとき

※ 第1次警戒体制においては、消防団員が危険区域の警戒巡視を行い、区長等との連絡を密にするとともに住民等に情報を周知する。

※ 第2次警戒体制においては、住民等に対して避難準備を行うよう広報するほか、災害対策基本法第56条に規定する警告、同法第59条に規定する事前措置、同法第60条に規定する避難の指示等の措置を実施する。

3 土砂災害のおそれのある箇所における住民の避難場所等の確保

「土砂災害のおそれのある箇所」の住民は、土砂災害の発生の危険度が非常に高いため、土砂災害警戒情報が発令された場合の緊急避難場所の確保を行うものとする。この場合、発令される時間帯が夜間になる可能性も高いため、あらゆる場合を想定した安全な避難場所の検討・確保を行う。

第5節 地震災害予防計画

地震災害発生時の被害を最小にとどめるために必要な事項、設備整備について定める。

1 防災意識の啓発対策

人的被害の防止が震災対策上重要であることから、震災時に留意すべき事項等について、町広報等を通して日頃から住民に周知させるなど、地震に対する防災意識の啓発を図る。また、学校教育においても防災知識の普及を図る。

2 情報の伝達及び通信の確保対策

全国瞬時警報システム（J-ALERT）により、震度4以上の地震が発生した場合や震度5弱以上の地震が20秒以上後に到達するおそれがある場合は、気象庁の情報により自動的に町の防災行政無線システムが起動し、警戒情報を放送する。

また、①各通信事業者の緊急速報メール②熊本県防災情報メール③愛情ねっと④防災行政無線⑤SNSの5つの手段により情報の提供を行う。さらに、各機関の無線、アマチュア無線局等の所在の確認をし、活用体制を整備し通信の確保を行う。

3 地震火災対策

有明広域行政事務組合消防本部の協力を得て、地震によるあらゆる障害を想定した地震時における消火体制を確立するとともに、耐震性貯水槽の設置等水利の確保に努める。

4 危険物等防火対策

危険物保管施設等の破損等による危険物の漏えい・流出の防止及び引火、発火又は爆発等の防止を図るとともに、防火対策を講ずるよう指導する。

5 避難対策

住民や世帯ごとに災害時あらかじめ避難行動をまとめておくための防災行動計画の作成を推奨する。防災行動計画の作成は県が作成しているマイタイムライン（一人ひとりの防災行動計画）の利用に関して周知を図る。

地区ごとに住民人口に応じた避難場所及び避難経路を設定し、これを町の地震防災マップ等に記載し、あらかじめ地域住民に周知を図る。さらに、自動車交通の渋滞による避難道路の閉そくなど、避難の障害となるものの排除及び規制についての対策を図る。

町は、避難の指示を行った場合は、警察署、自主防災組織、消防団等の協力を得て、地域又は行政区単位にあらかじめ定めてある避難所等に誘導するものとする。

6 防災拠点、指定避難場所の整備計画

町では、平成28年4月に発生した熊本地震を受け、旧県立南関高等学校敷地及び校舎を活用し、住民の安全・安心を確保するため、防災拠点となる役場庁舎、緊急時には避難場所として利用できる防災広場、駐車場、発災時は、災害対策の拠点基地として活用する防災拠点センター等の整備を行い、令和4年1月よりその運用を開始した。

また、防災拠点、指定避難場所については、その安全性や防災機能を確保するため、南関町耐震改修促進計画書に基づき、昭和56年以前の町の建築物については、次の表のとおり耐震化に取り組んでいる。

7 建造物等災害予防計画

平成7年1月に発生した阪神・淡路大震災や平成26年10月に発生した新潟県中越地震、平成28年4月に発生した熊本地震の被災状況に鑑み、町は、住民への建造物の耐震知識の普及を図るとともに町の耐震改修促進計画に基づき、既存建築物の耐震診断、改修を促進する。

また、住宅火災による高齢者の死亡率が一般人に比べて極めて高い現状にあることに加えて、今後本格的な高齢化社会を迎えるため、平成23年度に義務付けられた住宅用火災警報装置の点検および更新の推進等、住宅防火対策に努める。

第6節 防災訓練計画

災害応急対策に定める各種の応急措置が円滑に実施されるよう、他の関係機関と連携の上、災害時に発生する状況を予め想定し、各機関が実施する災害対応を時系列で整理した防災行動計画（タイムライン）を作成するよう努めるものとする。

また、災害対応の検証等を踏まえ、必要に応じて同計画の見直しを必要な訓練を行うとともに、平時から訓練や研修等を実施し、同計画の効果的な運用に努めるものとする。

なお、各種訓練実施については、高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊産婦等要配慮者に十分配慮するとともに男女双方の視点にも配慮するよう努めるものとするものとする。

1 水防訓練

水防法第32条の2の規定により、水防管理団体である町が、水防団及び関係機関の協力を得て、水災に備え、水防箇所の点検、土のう積み訓練等を実施するものとする。

2 避難訓練

洪水や土砂災害を予想して、消防団、警察、自主防災組織、その他関係機関団体と協力して、迅速に避難できるよう訓練するものとする。

3 救助・救護訓練

災害時の人命救助を円滑に実施するため、関係機関の協力を得て、通報、救出、医療救護、物資輸送等の項目について訓練するものとする。

4 通信連絡訓練

気象予警報の伝達、災害現場から本部への情報連絡、その他の通信連絡を確実にを行うために、電話、SNS、無線、メール等による通信連絡訓練を実施するものとする。

5 輸送訓練

風水害等に際し、その応急対策のため被災者、救助隊員、物資等を緊急かつ円滑に輸送するため、迂回路、幅員等を考慮に入れて平常より十分検討した上で、訓練を実施するものとする。

6 非常招集訓練

災害の発生若しくは発災のおそれがある場合、特に勤務時間外において迅速に配備体制を整えるため、非常招集の発令、伝達及び通信連絡について訓練を実施するものとする。

7 総合防災訓練

災害応急対策の完全なる遂行を図るため、2年に一度、住民、町、消防団、自主防災組織、その他関係機関団体による庁舎や防災広場、防災拠点センターを利用した、実践的な総合防災訓練を実施するものとする。

8 図上訓練

各地区の特性に基づき、関係機関からの受援や各組織の活動が円滑に実施できるよう関係機関の協力を得て訓練を行うものとする。

第7節 避難収容計画

1 避難所（場所）

町は、住民の生命、身体の安全を守るため、各種災害時における条件を考慮して、地区ごとの避難所をあらかじめ選定、整備するとともに、その所在地、名称、概況、収容可能人員等を把握しておくものとする。また、避難所については案内標識、誘導標識等を設置し、平素から防災訓練等を実施するなど住民に周知を図り、速やかな避難ができる体制を整備しておくものとする。

なお、専ら避難生活を送る場所として選定・整備された指定避難所と指定緊急避難場所の違いや災害の特性に応じて整理した避難所について、住民への周知を図るものとする。避難所については、各種ハザードマップ等を活用し、次の事項に留意して整備及び選定を行うものとする。

- (1) 河川の氾濫による浸水区域においては、地形的に安全な場所にあり、水流、湛水に耐える建造物であること。
- (2) 火災等の発生時の危険地域においては、風上の方向で、家屋密度の低い地帯にある耐火建造物等であること。
- (3) 地震又は土石流、地すべり、がけ崩れの危険地域においては、地形的に安全な場所で、できる限り耐震性の強い建造物とし、地域に適当な避難場所がない場合は、想定される外力に対して耐えうる安全な建造物であること。
- (4) 強風時の危険地域においては、地形的に安全な場所であること。

2 避難路

町は、緊急避難所等に通じ、避難者の迅速かつ安全な避難行動を確保するために必要な構造を有する道路等の整備及び案内標識、誘導標識等の整備に努めるものとする。

3 避難所の環境整備計画

町では、平時には多目的に利用するが、大規模災害発生時には緊急離着陸場や仮設住宅建設用地として活用できる防災広場を整備し、敷地内には食料、水、常備薬、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資等の備蓄を行う倉庫を整備している。

また、避難所として指定している施設について、避難所を円滑に運営するための備品等（非常用電源、防災行政無線、非常用電話等）を設置・整備するとともに必要に応じ、換気、照明等避難生活の環境を良好に保つための設備の整備に努めるものとする。

さらに、できるだけ避難所の近傍で備蓄施設を確保し、避難生活に必要な物資等の備蓄に努めるものとする。なお、最初に避難する一次避難所については、最寄りの地区公民館や集会所をあらかじめ確保するものとする。

4 速やかな避難所開設のための体制構築

町は、複数開錠者の事前指定や施設開錠者等との緊急連絡網を作成するなど、避難指示等発令後、速やかに避難所開設を行うための体制の構築を行うものとする。

5 避難所運営マニュアルの作成

町は、災害時に設置される避難所について、プライバシーやこどもの居場所確保、男女共同参画の視点に配慮した避難所運営、感染症予防・まん延防止及び食中毒発生予防等に対応する避難所運営マニュアル、体調・栄養管理ができる医療関係者の配置、巡回基準等をあらかじめ作成するものとする。

また、避難所開設・運営訓練を実施するなどして、避難所運営マニュアル等の点検や見直しを行うものとともに、避難場所の運営管理に必要な知識等の住民への普及に努めるものとする。この際、住民等への普及に当たっては、住民等が主体的に指定避難所を運営できるように配慮するよう努めるものとする。特に、夏季には熱中症の危険性が高まるため、熱中症の予防や対処法に関する普及啓発に努めるものとする。

なお、ボランティア等の外部支援者等との協働についても検討するものとする。

※平成26年9月策定

6 避難所におけるボランティア等の受入れ

町は、避難所でのボランティア等の活用が十分に図られるよう、平時から避難所におけるボランティア等の受入れ方法や役割（業務）を社会福祉協議会と協議の上、明確にしておくものとする。

7 応急仮設住宅建設予定場所の選定

町は、周辺の医療機関、学校、商店及び交通機関などの場所を総合的に配慮して、民有地も含めた応急仮設住宅建設予定地の確保を行っておくものとする。

8 帰宅困難者対策

町は、公共交通機関が運行を停止した場合、自力で帰宅することが困難な者（帰宅困難者）が発生するおそれがあることから、必要に応じて、滞在場所の確保や水、トイレの提供などの帰宅困難者対策を行うものとする。

(1) 住民への啓発

町は、住民に対して、「災害発生時にはむやみに行動を開始しない」という基本原則の周知徹底を図るとともに、家族との連絡手段の確保、徒歩帰宅路の確認等について、必要な啓発を図るものとする。

(2) 事業所等への啓発

町は、事業所等に対して、一斉帰宅による混乱発生を防止するため、発災後、従業員や顧客等を一定期間滞在させることの重要性やそのための食料・水・毛布等の備蓄の推進等について、必要な啓発を図るとともに「事業所等における帰宅困難者対策ガイドライン」の作成を促すものとする。

(3) 避難所等の提供

町は、避難所に帰宅困難者が来訪した場合の対応方法をあらかじめ定めておくよう努めるものとする。既に指定している避難所のほか、帰宅困難者が一時的に滞在できる施設の確保を検討するものとする。

(4) 情報提供体制の整備

町は、公共交通機関の運行状況や道路の復旧情報など帰宅するために必要な情報をインターネット、避難施設等における張り紙や報道機関による広報など多様な手段により、迅速に提供できる体制を整備するものとする。

(5) 安否確認の支援

町は、災害時の家族・親戚等の安否確認のためのシステム（災害伝言ダイヤル（171）や災害伝言版サービス等）の効果的な活用が図られるよう普及・啓発を図るものとする。

(6) 徒歩帰宅者に対する支援

町は、コンビニ、小売業関係団体と、災害時の徒歩帰宅者への水道水やトイレの提供などを定めた協定締結を促進するものとする。

9 感染症対策

(1) 避難所における感染症対策を平時からの検討、感染症対策に配慮した避難所開設・運営へ訓練の実施に努めるものとする。

(2) 自宅療養者が指定避難所に避難する可能性を考慮し、福祉対策部局は、総務対策部局（防災担当）に対し、避難所の運営に必要な情報を共有するものとする。

10 避難所等における男女共同参画の推進

(1) 指定避難所や仮設住宅、ボランティアの活動場所等において、被災者や支援者が性暴力・DVの被害者にも加害者にもならないよう、「暴力は許されない」意識の普及、徹底を図るものとする。

(2) 指定避難所等における女性や子ども等に対する性暴力・DVの発生を防止し、安全に配慮するよう努めることや警察、病院、女性支援団体との連携の下、被害者への相談窓口の情報提供に努めるものとする。

11 災害時の広域的な避難を想定した準備

(1) 近隣市町村との枠組みを活用することにより、国や他の地方公共団体との協力体制の構築に努めるものとする。

(2) 町区域外への広域的な避難、指定避難所等の提供が必要であると判断した場合において、同一県内の他の市町村への受け入れについては当該市町村に直接協議し、他の都道府県の市町村への受け入れについては県に対し当該他の都道府県との協議を求めるほか、緊急を要すると認めるときは県知事に報告した上で、自ら他の都道府県内の市町村に協議するものとする。

(3) 指定避難所等を広域避難の用に供することを定めるなど、他の市町村からの避難者を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくものとする。

第8節 自主防災組織等育成計画

現在、本町には67の自主防災組織があり、町の組織率は非常に高い。大規模な災害が発生した場合、自主防災組織が主体となった避難所運営や避難者相互の助け合いなどの機能が最も重要になるため、設立された組織の育成・強化を図るものとする。

1 自主防災組織の育成及び活動

平常時	<ul style="list-style-type: none">・ 地区防災計画の作成、見直しを行う。・ 南関町自主防災組織連絡協議会の参加による情報交換及び防災活動の活性化を行う・ ハザードマップを確認し、行政区の災害リスクを知る。・ 防災知識の普及を行う（初期消火の方法、通報の方法、応急手当の方法など）。・ 地区の防災訓練を計画・実施する。・ 地域の消防団と災害時の連絡体制、協力体制を築く。・ 災害の種別ごとに避難場所及び避難経路の確認を行う。・ 県が作成している「地域防災活動支援プログラム」を活用し、活動を行う。
災害時	<ul style="list-style-type: none">・ 地区公民館等による一時避難所の開設や、地区の安全地帯へ避難を行う。・ 人的被害のある場合や人的被害が疑わしい場合は、被害発生地点の住所や被害の内容の正確な情報収集に努め、消防、警察、役場へ通報を行う。・ 道路に冠水、欠損等による被害のある場合は、警察・役場・消防団へ被害情報を伝達する。・ 初期消火、救出救助、けが人の応急手当、搬送を行う。
災害発生後	<ul style="list-style-type: none">・ 地区住民の安否確認を行う。・ 地区住民の支援を行う。・ 災害ボランティアとして、活動を行う。・ 避難物資の搬送、仕分け、配布を行う。

第9節 地区防災計画

町は地域防災計画に地区防災計画を位置付けるよう町内の一定の地区内の住民から提案を受けた場合は、当該提案に係る地区防災計画の素案を町地域防災計画に定める必要があるか判断し、必要があると認めるときは、町地域防災計画に地区防災計画を定めるものとする。

なお、町は、個別避難計画が作成されている避難行動要支援者が居住する地区において、地区防災計画を定める場合は、地域全体での避難が円滑に行われるよう、個別避難計画で定められた内容を前提とした避難支援の役割分担及び支援内容を整理し、両計画の整合が図られるよう努めるものとする。

第10節 防災設備の活用

町の防災行政無線は、令和4年12月にデジタル化が完了し、併せて整備した河川カメラや防災アプリの活用に努めるものとする。

第11節 災害時備蓄計画

災害時の食料、飲料水、最小限の生活用品等を備蓄するため、新庁舎敷地内に防災倉庫を整備し、備蓄品の調達については、供給協定の締結を行っている。今後、非常用発電機や暖房器具等の燃料の供給体制を整備するため、石油・ガス供給団体との協定の締結を行うものとする。

第12節 災害ボランティア計画

大規模又は甚大な災害が発生し、救援活動が広範囲又は長期に及ぶ場合、被災者一人ひとりに対するきめ細やかな支援が必要となるため、ボランティアによる支援活動が大きな力として期待されている。

災害時のボランティア活動は、被災者の自立や被災地の一日も早い復興を支援するものであり、救援活動に携わるボランティア(個人・団体)は、自主性、主体性を持ちながらも、被災地での救援活動を行うにあたっての基本的なルールを遵守し、地域の関係機関等と相互に協力しながら活動を展開することが求められている。

また、災害発生時には、地域住民相互の助け合いが不可欠であることから平時から地域住民のボランティア活動に対する意識を高めるとともに、地域住民や地域の関係団体等がお互い助け合い、支え合うような仕組みづくりを進めていくことが重要である。

そこで、災害発生時におけるボランティアによる救援活動が円滑かつ効果的に展開できるよう、町、社会福祉協議会(以下「社協」という。)、日本赤十字社熊本県支部南関町分区と災害時における協定を結び、連携のもと平時から以下の事業を積極的に推進することで体制整備を図る。

1 地域福祉の推進

町や社協は、災害発生時に要援護者の避難誘導や地域住民の安全確認、避難所運営、被災者のニーズ把握、また、円滑かつ効果的な災害ボランティア活動を展開するため、平時からその地域における住民やボランティア、NPO、社会福祉法人等と協力して、誰もが安心して暮らせるよう、住民見守り活動や小地域ネットワーク活動などのまちづくり活動を進めるものとする。

また、ふれあいサロンや民生委員・児童委員協議会、老人クラブ、区長会等、地域の各種会合の際に防災や災害時対応等について考えてもらう機会も積極的に取り入れるようにする。

2 関係機関との共同体制の構築

町や社協等は、区長会、民生委員・児童委員、ボランティア、NPO、社会福祉施設等の関係機関・団体等と日頃から各種事業を通して顔の見える関係を築いておくものとする。

また、災害発生時に近隣市町村との連携が円滑になされるよう、平時から市町村・社協間での応援協定の締結等による連携に努めるものとする。

3 ボランティアの養成、登録、体制整備

災害発生時のボランティア活動が円滑に行われるよう、災害ボランティアの養成や登録受入れ体制を整備する。町ボランティアセンターは、災害発生時にボランティアとして活動できる個人やボランティア関係団体を事前に登録しておくものとする。

4 ボランティアの受入体制の整備

大規模な災害発生時に県内外から訪れるボランティアが円滑に活動できるように、災害ボランティアセンターを設置し、受入体制の整備を行うものとする。特に災害発生直後の混乱した時期にお

ける初動体制等を定めたマニュアルを各関係機関・団体の合意のもと策定し、各種災害を想定した災害ボランティアセンター設置訓練や必要に応じてマニュアルの点検、見直し等を実施するなど、各関係機関・団体相互の役割を明確にし、連携強化、情報の集約体制等の強化に努めるものとする。

5 ボランティアコーディネーターやボランティアリーダーの養成及び資質の向上

災害発生時にボランティアの需給調整や関係機関との連絡調整等を行うボランティアコーディネーターやボランティアリーダーは、ボランティア活動を円滑に運営するに当たって重要な役目を担っている。そこで、町ボランティアセンターは、研修会などを通してボランティアコーディネーター、ボランティアリーダー等を計画的に養成するとともに、その資質の向上に努める。

第13節 防災関係機関等における業務継続計画

町及び防災関係機関は、大規模災害時においても災害対応等の業務を適切に行うため、業務継続計画（BCP）を定めるものとする。なお、災害時に災害応急対策や復旧・復興の主体として重要な役割を担うこととなることから、業務継続計画の策定等にあたっては、次の事項を盛り込むものとする。

- (1) 組織の長が不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制
- (2) 本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定
- (3) 電気、飲料水、食料等の確保
- (4) 災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保
- (5) 重要な行政データのバックアップ
- (6) 非常時優先業務の整理

また、当該計画の実効性を確保するため、地域の特性等を踏まえつつ、食料・物資などの資源の確保、定期的な教育・訓練・点検等を実施し、必要に応じて適宜見直しを行うものとする。

第14節 受援計画

町及び防災関係機関は、災害の規模等に応じて他の自治体等からの応援職員が円滑に災害時の応急・復旧業務を遂行できるよう、国の「災害時受援体制に関するガイドライン」等を参考に受援計画を策定するものとする。

受援計画の策定にあたっては、次の事項について定めておくものとする。

- (1) 総括
 - ア 応援要請の手順
 - イ 受援体制
 - (ア) 受援組織の設置
 - (イ) 受援組織の構成、役割
 - ウ 応援の人的・物的資源の管理体制

(2) 人的支援

ア 受援対象業務の整理

(ア) 応援職員が行う業務の明確化

(イ) 防災行動計画（タイムライン）による受援対象業務の全体像の整理

(ウ) 業務ごとのマニュアルの整備、必要な資格、業務の実施時期、人員数等の整理

イ 応援職員の活動環境の確保

(ア) 応援職員の活動に必要な資機材（通信・OA機器、交通手段、燃料）、水、食料、宿泊場所の確保

(3) 物的支援

ア 調達先の確認・確保、要請手順

イ 受入拠点の確保

ウ 受入に必要な人員・資機材の確保等受入体制

(4) 被災市町村への支援

ア 応援組織の設置

イ 市町村の受援対象業務の把握

ウ 県内市町村や他県等との連絡収集体制

エ 各市町村の受援ニーズ・受援状況把握、全体状況の取りまとめ

オ 体制が十分でない市町村への受援業務の支援、職員派遣による被災市町村のニーズ把握

また、当該計画の実効性を確保するため、必要に応じて適宜見直しを行うものとする。

※令和3年1月策定

第15節 防災知識普及計画

1 計画の方針

台風、大雨などによる災害を最小限に食い止めるためには、各防災関係機関による災害対策の推進はもとより、住民一人ひとりが日頃から災害についての認識を深め、自らを守るとともにお互いに助け合うという意識と行動が必要である。

このため、過去の災害の教訓を踏まえ、全ての住民が災害から自らの命を守るためには、一人ひとりが確実に避難できるようになることが必要である。

については、地域の関係者の連携の下、居住地、職場、学校等において、地域の災害リスクや正常性バイアス（自分は災害に遭わないという思い込み）の危険性等の必要な知識を教える実践的な防災教育や避難訓練を実施するよう努めるものとする。

なお、各防災関係機関は、国の「災害被害を軽減する国民運動の推進に関する基本方針（平成18年4月21日中央防災会議決定）」を踏まえ、自らの職員及び住民に対し、災害に関する正しい知識や災害予防・災害応急措置等の防災知識の普及徹底を図り、防災意識の高揚を図るものとする。その際には、要配慮者への対応や男女双方の視点等に配慮するものとする。

(1) 町は、学校教育はもとより様々な場での総合的な教育プログラムを教育の専門家や現場の実務者等の参画のもとで作成するなどして、災害と防災に関する住民の理解向上に努めるものとする。

(2) 町は、教育機関、民間団体等との密接な連携の下、防災に関するテキストやマニュアルの配布、有識者による研修や講演会、実地研修の開催等により、防災教育を実施するものとする。

2 職員に対する防災教育

台風、大雨などの災害発生時に地域防災計画の執行上の主体となる職員には、災害に関する豊富な知識が必要とされるほか、これらの知識に基づく適切な判断力が求められる。このため町は、防災業務に従事する職員に対して次の防災教育を実施し、職員の災害に関する知識の習得及び判断力の養成を図り、防災体制の確立等防災活動の円滑な推進を図るものとする。また、日頃防災業務に従事しない職員に対する研修会の実施などを通じて、組織全体の防災対応能力向上に努めるものとする。

(1) 教育の内容

- ア 南関町地域防災計画及びこれに伴う各機関の防災体制の各自の任務分担
- イ 非常参集の方法
- ウ 各種災害の原因、対策等の科学的、専門的知識
- エ 過去の主な被害事例や過去の災害対応の教訓
- オ 防災関係法令の運用
- カ その他必要な事項

(2) 教育の方法

- ア 研修会等の実施
- イ 防災活動の手引き等印刷物の配布
- ウ 見学、現地調査等の実施

3 住民に対する防災知識の普及

講習会への開催等を通じて、自然災害についての認識を深めるとともに、各種訓練（消火訓練、避難訓練、防災訓練等）への積極的な参加を呼びかけ、住民参加型の訓練の実施等、体験による知識の普及及び技術の向上への取組みを継続的に実施し「自らの身の安全は自らが守る」という防災の基本については、地域住民が認識を持ち、防災意識の高揚が図られるよう、気候変動の影響も踏まえつつ、風水害や火災等一般災害に関する防災知識の普及徹底を図るものとする。

については、防災知識の普及にあたっては、町の広報やホームページへの資料の掲載、関係チラシ等の配布や防災講演会の開催、自主防災組織や自治会への資料提供等により普及を図る。

また、高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊産婦等要配慮者への対応や男女双方の視点にも十分配慮するものとする。

(1) 住民に対する防災知識の普及の内容

ア 地域防災計画の概要

地域防災計画で定める避難指示等が発令された場合の行動手順や発令の基準等の概要を各自治会や自主防災組織に配布し、適宜、普及周知を図るものとする。

イ 災害予防及び応急措置の概要

災害の未然防止若しくは軽減が、住民等に対する予防知識の普及によって、十分図り得る事項については、防災ハザードマップや防災カード等に記載し、普及徹底するものとする。

なお、前述の普及事項は、おおむね次のとおりである。

- (ア) 火災予防の心得
- (イ) 気象予警報等の種別と対策
- (ウ) 災害危険箇所の認識
- (エ) 指定緊急避難場所、指定避難所（指定一般避難所・指定福祉避難所）、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等の避難場所、避難経路等の確認
- (オ) 生活の再建に資する行動
(被災後、片付けや修理の前に被災箇所等の写真を撮影)
- (カ) 台風襲来時の家屋の保全方法
- (キ) 農林水産物に対する応急措置
- (ク) 3日分（推奨1週間）の食料（食物アレルギー対応食品等を含む。）、飲料水、携帯トイレ、トイレットペーパー等の備蓄
- (ケ) 非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池、健康保険証・おくすり手帳（コピーでも可）等）の準備
- (コ) 自動車へのこまめな満タン給油
- (サ) 夕方明るいうちからの予防的避難
- (シ) 寝所位置等の確認（斜面崩壊対策等）
- (ス) 防災行政無線戸別受信機等のスイッチ立ち上げ
- (セ) 避難先及び避難方法
- (ソ) 避難が困難な場合の対応（深夜の豪雨など）
- (タ) 避難所生活のマナーとルール
- (チ) 災害時の心得
- (ツ) 自動車運転者のとるべき措置

(2) 普及の方法

防災知識の普及に当たっては、報道機関等の協力を得るとともに、防災ハンドブックや体験型学習等様々な手段の活用にも努めるものとする。

ア 社会教育を通じた普及

自主防災組織、防災士会、消防団、PTA、地域婦人会及び社会教育団体等の活動や会合、各種研修会、講習会等の機会を活用するものとする。

イ 広報媒体等による普及

情報の出所を明確にしたうえで、次の媒体をはじめとする、有効かつ適切な媒体等を活用するものとする。

- (ア) 町広報媒体の利用（ハザードマップ等）
- (イ) パブリシティ活動の展開（町の広報）
- (ウ) 映画、ビデオ、スライドの利用
- (エ) 広報車の巡回

(オ) 講習会、研修会等の開催

(カ) 防災訓練等における普及

5 学校教育における防災知識の普及

町は、学校における体系的かつ地域の災害リスクに基づいた防災教育に関する指導内容の整理、防災教育のための指導時間の確保など、防災に関する教育及び教材（副読本）の充実に努めるものとする。また、学校において、外部の専門家や保護者等の協力のもと、防災に関する計画やマニュアルの策定が行われるよう促すものとする。

(1) 児童生徒等に対する防災知識の普及

学校における防災知識の普及は、安全教育の一環として児童生徒等及び教職員の生命、身体の安全を守るため行うものである。

防災知識の普及は、各教科、特別活動における指導も含め、学校教育活動全体を通して行うものであり、その内容や指導の方法については、次の内容を中心に、学校の種別や児童生徒等の発達段階に応じて工夫を行い、実態に即した防災知識の普及を行うものとする。

ア 災害時の身体の安全確保の方法

イ 災害時の自助、共助、公助の考え方とそれぞれの役割

ウ 風水害等災害発生の仕組み

エ 防災対策の現状

なお、風水害等の災害が発生した場合において、自らの命を守るため、主体的な行動がとれるよう、住んでいる地域の特徴や過去の災害の教訓等について、防災教育の中に取り入れるとともに、災害を想定した避難訓練等を実施するものとする。また、災害時の保護者への児童の引き渡し方法について、あらかじめ検討し、周知するものとする。

(2) 指導者に対する防災知識の普及

研修会等を通じて、指導者の資質向上を図るものとする。

(3) 消防団員・防災士等が参画した防災教育の推進に努めるものとする。

6 防災上重要な施設の管理者等の指導

町及び防災関係機関は、防災上重要な施設の管理者に対し、次の内容を中心に防災対策研修等を実施し、その資質の向上を図るものとし、特に出火防止、初期消火、避難誘導等発災時に対処し得る体制の整備を推進するものとする。

(1) 避難誘導等防災体制の整備

(2) 風水害等災害の特性及び過去の主な被害事例

(3) 危険物施設等の位置、構造及び設備の保安管理

(4) 出火防止、初期消火等の任務役割

(5) 防災業務従事者の安全確保

7 事業所の防災対策の促進

町は、事業所における従業員の防災意識や防災力の向上を図るものとする。

また、企業を地域コミュニティの一員としてとらえ、地域の防災訓練への積極的参加の呼びかけ、防災に関するアドバイスを行うとともに、研修会等による企業防災担当者の人材育成を図るものとする。

8 防災知識の普及、訓練における要配慮者等への配慮

町は、災害発生後に、指定避難所や仮設住宅、ボランティアの活動場所等において、被災者や支援者が性暴力・DVの被害者にも加害者にもならないよう、「暴力は許されない」意識の普及、徹底を図るものとする。

9 外国人に対する防災知識の普及

町は、日本語を母国語としない外国人のために、外国語による表記やふりがなを付記するなど、分かりやすく説明した防災に関するパンフレットの作成、配布を行うなど防災知識の普及に努めるものとし、加えて、災害時に外国人を受け入れる避難所の運営を円滑にするため、職員の対応力向上を図る。

10 防災知識の普及の時期

町及び防災機関は、「防災週間」、「防災とボランティア週間」等普及の内容により、最も効果のある時期を選んで、適宜、防災避難訓練を実施するなど防災知識の普及啓発を行うものとする。

※ 防災の日：9月1日

防災とボランティアの日：1月17日

11 防災相談

町及び防災機関は、一般住民に対する防災知識の普及活動の一環として、防災相談体制を整え、住民からの相談に随時、適切に対応するものとする。

12 災害教訓の伝承

町は、過去に起こった大災害の教訓等を後世に伝えていくよう努めるものとする。

第16節 避難行動要支援者等支援計画

1 避難行動要支援者等支援体制の整備

(1) 避難行動要支援者の把握等

町は、災害が発生し、又は災害が発生するおそれのある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者（避難行動要支援者）の把握に努めるとともに、南関町地域防災計画において、避難行動要支援者について避難の支援、安否の確認その他の避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するための措置（以下「避難支援等」という。）について定めるものとする。

(2) 避難行動要支援者名簿の作成

町は、南関町地域防災計画の定めるところにより、総務対策部と福祉対策部との連携の下、平時において、避難支援等を実施するための基礎となるよう避難行動要支援者名簿を作成するとともに、避難行動要支援者名簿制度の周知に努めるものとする。

また、避難行動要支援者名簿については、地域における避難行動要支援者の居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう、定期的に更新するものとする。

なお、町は、庁舎の被災等の事態が生じた場合においてもその活用に支障が生じないよう、避難行動要支援者名簿「データ」のバックアップ体制を構築するとともに名簿情報の漏えいの防止等必要な措置を講じるものとする。

(3) 避難支援関係者等への名簿情報提供及び情報伝達体制の整備等

町は、災害の発生への備え、避難支援等の実施に必要な限度で、南関町地域防災計画に定めた消防機関、警察、民生委員・児童委員、社協、自主防災組織その他の避難支援等の実施に携わる関係者（以下「避難支援等関係者」という。）に対し、避難行動要支援者本人の同意を得た上で、あらかじめ避難行動要支援者名簿を提供し、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制を整備するものとする。

なお、町は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために特に必要があると認めるときは、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者その他の者に対し、避難行動要支援者の同意を得ることなく、名簿情報を提供することができるものとする。

また、伝達網の整備に当たっては、伝達者の不在を想定した複数のルート化等に配慮するものとする。

さらに、情報伝達に当たっては、避難行動要支援者の特性（特に、聴覚障がい者、判断能力が不十分な要配慮者、外国人等）を踏まえて伝達方法を工夫するよう配慮するとともに、多様な手段を活用して情報伝達を行うよう努めるものとする。

(4) 避難誘導の支援、安否確認の体制づくり

ア 支援者の選定等

災害発生直後に、避難行動要支援者の避難誘導を迅速に行うためには、同居の家族や避難支援者のほか、近隣住民の積極的な協力が必要であり、町は、自助、共助の順で避難行動要支援者にとってできるだけ身近な者から避難支援者を定めるものとする。

また、町は、自助・共助による支援が受けられない避難行動要支援者を把握し、必要な支援内容や避難支援者を定めるため、関係機関、自主防災組織、介護保険事業者や社会福祉施設関係者、障がい者団体等の福祉関係者、地元企業等の様々な機関等と連携を図るものとする。

特に避難行動要支援者を避難所に移送する場合に備え、あらかじめ福祉タクシー等と協力しながら、その移送先や移送方法等について定めるよう努めるものとする。

イ 関係機関等の役割分担

災害時の避難誘導、安否確認等を適切に行うためには、避難支援者を中心とした地域住民の協力が不可欠であるため、町は、避難支援者、自主防災組織、自治会・町内会等、民生委員・児童委員、身体障害者相談員等、知的障害相談員等と連携を図り、災害発生時にそれぞれ具体的にどのような支援を行うのかという役割分担や避難誘導の経過や安否確認の結果の情報集約方法などについて共通認識を持っておくものとする。

ウ 避難誘導の支援体制づくり

在宅の避難行動要支援者を指定緊急避難場所等へ避難誘導するためには、平時から避難行動要支援者に関する情報の把握・共有、避難支援者を中心とした近隣のネットワークづくりを進め、地域住民同士の協力関係をつくることが重要であるので、町は、避難支援計画を作成し、地域住民に十分説明するとともに、研修や避難訓練を実施するなど、避難行動要支援者の避難支援に対する地域住民の理解促進を図るものとする。

また、住民相互の助け合いを促し、避難支援等の体制を構築するためには、日頃から地域づくりを進めておくことが重要である。このため、町や自主防災組織・自治会等は、避難行動要支援者を含め、普段から住民同士が顔の見える関係を構築することを促すとともに、地域おこしのための活動やボランティアとの連携を検討するなど避難支援等関係者を拡大するための取り組みを行っていくよう努めるものとする。

さらに、町は、避難所等の所在地を示す避難誘導標識や避難地案内板の設置を進めるとともに、避難行動要支援者に配慮したわかりやすい表記等に努めるものとする。

なお、避難行動要支援者の安全な避難に時間を要する場合もあることから、平時から、避難行動要支援者が参加する避難訓練の実施等を通じて、避難支援者とともに避難方法や避難経路等の確認を行い、円滑な避難が可能となるよう努めるとともに、福祉避難所を活用した予防的避難などの普及啓発を図るものとする。

エ 安否確認の体制づくり

町は、災害発生時に速やかに避難行動要支援者の安否確認が行えるように、日頃から社会福祉施設等の避難行動要支援者と関係する各施設、居宅介護支援事業者、関係団体等と連携を図るなど、安否確認の体制を整備するものとする。

(5) 福祉避難所を含めた避難所の確保

町及び指定避難所となる施設の管理者は、高齢者、障がい者、乳幼児等要配慮者用のスペースの確保や必要に応じてバリアフリー化を行うなど、要配慮者の利用を考慮した施設整備を進めるものとする。

については、町は、あらかじめ社会福祉施設、デイサービスセンターなどの通所施設に加え、ホテル等の宿泊施設と協定を締結するなどして、要配慮者の特性に応じた福祉避難所の指定を進めるものとする。

また、住民への周知徹底を図るとともに福祉避難所の人員確保図るため関係団体との連携に努めるものとする

なお、福祉避難所の運営を円滑に行うために、町は福祉避難所運営マニュアルをあらかじめ作成して、関係者の研修・訓練を実施するものとする。

(6) 物資の備蓄等

指定避難所として指定させた施設には、応急的に必要と考えられる食料、飲料水のほか、毛布、布団等の寝具、トイレットペーパー等の生活必需品、衛生用品等の備蓄に努めるとともに、障がい者用の仮設トイレや医療機器、非常用発電機等の導入計画を作成するものとする。

また、高齢者、乳幼児、女性、障がい者等の要配慮者の避難に備えて、紙おむつや生理用品等の生活必需品やお粥、乳児用の粉ミルク、食物アレルギー対応食品等の食料の備蓄に努めるものとする。

(7) 熊本県災害派遣福祉チーム（熊本DCAT）の派遣体制の整備

町は、災害発生時において高齢者、障がい者等の要配慮者を支援するため、指定避難所、福祉避難所等において、福祉ニーズの把握や福祉的トリアージ、福祉サービスの提供及び廃用症候群の予防などを行う熊本県災害派遣福祉チーム（熊本DCAT）の派遣に備え、研修を実施するなど体制を整備するものとする。

2 避難行動要支援者支援の円滑な実施のための方策

(1) 避難支援計画の策定

町は、前述の体制整備を踏まえて、避難行動要支援者支援を円滑・的確に実施するため、避難行動要支援者支援に係る全体的な考え方を整理し、南関町地域防災計画に重要事項を定めるとともに、細目的な部分も含め、南関町地域防災計画の下位計画として全体計画を定めるものとする。

また、南関町地域防災計画に定めるところにより、避難行動要支援者に関する情報（氏名、生年月日、性別、住所又は居所、電話番号その他の緊急連絡先、障がいの状況等避難支援等が必要とする事由等）を平時から収集し、避難行動要支援者名簿として作成するとともに、一人ひとりの避難行動要支援者に対して複数の避難支援者、避難場所、避難経路などの避難方法について定める等、具体的な避難支援計画（個別計画）の策定に努めるものとし、策定された避難支援計画については、避難訓練等を通じて、定期的に確認を行い、必要に応じて見直すものとする。

なお、避難支援計画は、町の避難行動要支援者全体に係る全体計画と避難行動要支援者一人ひとりに対する個別計画で構成されるものであり、作成に当たっては、「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針（平成25年8月内閣府策定）」を参考とするものとする。

(2) 個別避難計画の策定

段階的に作成完了を図ることとし、避難行動要支援者の状況の変化、ハザードマップの見直しや更新、災害時の避難方法等の変更等を適切に反映したものとなるよう、必要に応じて更新するものとする。

(3) 避難行動要支援者支援班の設置

町は、避難行動要支援者の避難支援業務を的確に実施するため、福祉対策部を中心とした横断的な組織として「避難行動要支援者支援班」の設置に努めるものとする。

避難行動要支援者支援班は、平時には、避難行動要支援者情報の共有化、避難支援計画の策定、避難行動要支援者参加型の防災訓練の計画・実施、広報等を行い、災害時には、避難準備情報等の伝達業務、避難誘導、安否確認・避難状況の把握などの業務を行う。

避難行動要支援者情報の取扱い

消防本部、消防団、警察、自主防災組織、避難支援者等の第三者への避難行動要支援者情報の提供については、個人情報保護の観点から、町は、避難行動要支援者名簿情報の漏えい等の防止に必要な措置を講じるものとする。

なお、保有個人情報に関しては、災害対策基本法に基づき、町内部における名簿情報の利用が可能であるほか、災害発生時においては、当該名簿情報の外部提供ができる場合があることに留意する。

なお、登録情報の共有の方法として、上記関係団体等で構成する避難行動要支援者避難対策会議（仮称）等の設置が考えられる。

(4) 地区防災計画との整合

町は、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努めるものとする。

3 要配慮者利用施設における避難確保計画の作成及び訓練実施の義務化

水防法第15条の3及び土砂災害防止法施行規則第5条の2の改正に伴い、浸水想定区域や土砂災害警戒区域内に位置する要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、関係機関の協力を得て、水害や土砂災害が発生する場合における避難確保に関する計画を策定し、それに基づき、避難誘導等の訓練を実施するものとする。また、町は避難確保計画を作成していない要配慮者利用施設の所有者又は管理者に対し、必要な指示等を行うものとする。該当施設は、以下のとおり。

第17節 公共施設等災害予防計画

生活に密着した公共施設等が被災した場合、住民の生活の維持に重大な支障を来すことが予想され、その影響は極めて大きいため、施設の耐災化及び機能強化等を図るものとする。

さらに、これらの施設が、災害時において災害対応の拠点となることも想定し、必要に応じ、防災機能の強化を図るものとする。

1 下水道

下水道の機能が麻痺した場合、住民生活に与える影響は極めて大きいため、下水道管理者は、発災に備えて、終末処理場や内水排除施設等を良好な状態に保つように維持管理するとともに、非常用発電装置の準備やその他所要の被災防止装置など、災害に対して必要な対策を講じるものとする。

2 学校施設

災害発生時における児童生徒及び教職員の安全を図るため、校舎等の耐震性を確保し、非構造部材の落下防止等の対策を講じるものとする。

また、パソコン、テレビ、ロッカー、書棚、下駄箱、薬品棚、実験実習機器等の転落落下等の防止について、その防災対策を強化するとともに、児童生徒、教職員の安全と避難通路が確保できるように設置方法、場所等について十分配慮するものとする。

なお、転倒転落等の防止対策については、定期的に確認するものとする。

3 医療施設

町は、医療施設の安全性を確保するため、管理者に対して、次の事項を必要に応じて指導、助言するとともに、被災情報の収集に必要となる連絡網の整備や災害復旧を含めた補助制度等の周知を行うものとする。

(1) 施設独自の防災計画を整備し、防災組織体制の確立を図ること。

(2) 施設の耐震性その他の安全性の確保を図ること。

- (3) 施設の職員及び患者に対し、災害対策に関する啓発を行うこと。
- (4) 施設の職員及び患者に対し、避難訓練を実施すること。
- (5) 施設の職員及び患者の避難路の確保と周知を行うこと。
- (6) 施設における事業継続計画(BCP)の策定を推進すること。

4 社会福祉施設

町は、施設の災害予防対策を推進するため、各事業者に対して、次の事項を必要に応じて指導、助言するとともに、被災情報の収集に必要となる連絡網の整備や災害復旧を含めた補助制度等の周知を行うものとする。

- (1) 施設独自の自主防災計画を整備し、防災組織体制の確立を図ること。
- (2) 国庫補助制度の積極的な活用等により、施設の耐震性その他の安全性の確保を図ること。
- (3) 施設の職員及び利用者に対し、災害対策に関する啓発を行うこと。
- (4) 施設の職員及び利用者に対し、避難訓練を実施すること。
- (5) 施設の職員及び利用者の避難路の確保と周知を行うこと。

5 工事中の建築物等に対する措置

工事中の建築物その他の工作物又は施設について、災害に備えて安全確保上実施すべき措置をあらかじめ定めておくものとする。なお、災害のおそれがある場合には、原則として工事を中断するものとする。

第3章 風水害応急対策計画

第1節 防災組織計画

災害が発生、又は発生するおそれがある場合における災害応急対策を実施するための組織及び構成についての計画である。

1 町防災会議

災害対策基本法に基づき、南関町防災会議の組織及び所掌事務は、次のとおりとする。

(1) 組織

会 長	町 長
委 員	<ul style="list-style-type: none">・ 県職員・ 警察官・ 副町長・ 教育長・ 消防団長・ 消防署職員 <ul style="list-style-type: none">・ 指定地方行政機関の職員・ 自主防災組織を構成する者又は学識のある者・ 女性代表・ 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員・ 町の課内職員

(2) 所掌事務

- ア 南関町地域防災計画の作成、その実施の推進
- イ 町長の諮問に応じて、当町の地域に係る防災に関する重要事項の審議
- ウ 前号に規定する重要事項に関し、町長に意見を述べること。
- エ その他法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

2 南関町災害対策本部

町長は、当町に地域において災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、その地域に係る災害予防及び災害応急対策を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、非常体制として南関町災害対策本部を設置する。

(1) 災害対策本部の設置又は廃止

ア 設置の基準

災害対策基本法第23条の2第1項の規定に基づき、おおむね次の基準により設置するものとする。

- (ア) 暴風雨、大雨、洪水等の警報が発表され、大規模な災害の発生が予想されるとき。
- (イ) 警報発表の有無にかかわらず災害が発生し、又は発生のおそれがあり、特に災害応急対策を実施する必要があるとき。
- (ウ) 町に大規模な地震、火災、爆発、その他重大な災害が発生したとき。
- (エ) 町域の有害物質、放射性物質等の大規模な災害を誘発する物質が大量放出されたとき。
- (オ) 多数の死傷者を伴う自動車、航空機等の事故、その他重大な事故が発生したとき。
- (カ) その他、災害救助法による救助を適用する災害が発生し、必要と認めるとき。

イ 廃止の基準

災害発生のおそれが解消したと認めるとき、又は災害応急対策がおおむね完了したと認めるとき

(2) 災害対策本部の事務

ア 災害に関する情報の収集

イ 災害予防及び災害応急対策を的確かつ迅速に実施するための方針の作成並びに当該方針に沿った災害予防及び災害応急対策の実施

(3) 災害対策本部の組織及び分掌事務

ア 組織

災害対策本部の組織編成は、次のとおりとする。

本部長	町長
副本部長	副町長 教育長
対策部（部長）	班名
総務対策部（総務課長） （会計課長） （議会事務局長）	総務班、消防交通班、 経理班、広報情報班
福祉対策部（福祉課長） （健康推進課長）	福祉班 医療班
生活対策部（税務住民課長）	防疫班 住民・税務班
経済対策部（経済課長） （まちづくり課長）	経済班
建設対策部（建設課長）	土木班
教育対策部（教育課長） （給食センター所長）	教育班
指揮対策部（南関分署長）	状況指揮班
指揮対策部（消防団長）	現場指揮班

イ 災害対策本部の分掌事務

各対策部、班の分掌事務は、次のとおりとする。

対策部名	班名（班長）	所属	分掌事務
総務対策部	総務班 （総務課長補佐）	総務課 ・ 会計課 ・	<ul style="list-style-type: none"> ・本部の事務に関すること ・職員の安否確認・人員調整に関すること ・被害調書の作成及び県、中央機関への要望並びに報告に関すること ・災害日誌及び災害記録に関すること ・災害対策経費の取りまとめ及び予算措置に関すること ・他対策部に属さない事項及び特に本部長の指示する事項
	消防交通班 （消防交通係長）		<ul style="list-style-type: none"> ・消防団、自主防災組織に関すること ・交通対策に関すること ・災害時の交通輸送計画に関すること

	経理班 (会計課長補佐)	議 会 事 務 局	<ul style="list-style-type: none"> ・義援金、見舞金品の保管に関する事 ・災害救助基金等の出納に関する事 ・応急対策物品の購入、出納に関する事
	広報情報班 (総務課係長)		<ul style="list-style-type: none"> ・住民への広報に関する事 ・災害の情報及び被害報告の取りまとめに関する事 ・災害写真全般に関する事 ・気象情報、予警報の記録伝達に関する事
福 祉 対 策 部	福祉班 (福祉課長補佐)	健 康 推 進 課 ・ 福 祉 課	<ul style="list-style-type: none"> ・災害救助法に基づく諸対策に関する事 ・避難所の設置・運営に関する事 ・被災世帯の調査に関する事 ・災害に係る住民福祉の分掌業務に係る事 ・義援金品、見舞金品等の受付及び配分に関する事 ・救援物資等の受付及び配分に関する事 ・応急食糧の確保及び調達に関する事 ・防災要員に対する炊き出しに関する事 ・被害状況の実態調査に関する事 ・災害ボランティアに関する事 ・応急仮設住宅の設置及び応急修理に関する事 ・その他福祉課の所掌事務に係る災害予防及び災害応急対策に関する事
	医療班 (健康推進課長補佐)		<ul style="list-style-type: none"> ・救護並びに患者移送に関する事 ・医療関係者の動員に関する事 ・医薬品衛生材料の調達及び供給に関する事 ・死体の捜索及び処理に関する事
生 活 対 策 部	防疫班 (環境対策係長)	税 務 住 民 課	<ul style="list-style-type: none"> ・防疫体制の企画立案に関する事 ・被災地域の防疫及び清掃に関する事 ・災害時のごみ処理に関する事 ・衛生関係機関に係る被害状況の把握、報告に関する事 ・災害廃棄物の仮置き場の設置・処理に関する事
	住民・税務班 (税務住民課長補佐)		<ul style="list-style-type: none"> ・住民情報に関する事 ・災害に係る町税の減免に係る事 ・固定資産の被害状況実態調査に関する事 ・その他、税務住民課の所掌事務に係る災害予防及び災害応急対策に関する事
経 済 対 策 部	経済班 (経済課長補佐)	農 業 委 員 会 事 務 局 ・ ま ち づ く り 課 ・ 経 済 課	<ul style="list-style-type: none"> ・被害農作物の病害虫の防除に関する事 ・商工業の被害状況調査に関する事 ・災害時使用の船の調達に関する事 ・その他、経済課、まちづくり課及び農業委員会事務局の所掌事務に係る災害予防及び災害応急対策に関する事
建 設 対 策 部	土木班 (建設課長補佐)	建 設 課	<ul style="list-style-type: none"> ・土木建設用機械等の調達及び運用に関する事 ・交通途絶時の迂回路の設定に関する事 ・河川の水位、雨量等の情報収集及び水防法に基づく諸対策に関する事 ・農地、農業用施設等の災害予防及び被害調査並びに災害応急対策に関する事 ・土木施設の災害応急措置に関する事 ・災害建築資材の調達斡旋に関する事 ・飲料水の調達及び給水に関する事 ・その他、建設課の所掌事務に係る災害予防及び災害応急対策に関する事
教 育 対 策 部	教育班 (教育課長補佐)	教 育 課	<ul style="list-style-type: none"> ・教育施設等の復旧に関する事 ・児童生徒の応急対策に関する事 ・地域婦人会等社会教育関係団体の協力要請に関する事 ・その他、教育課の所掌事務に係る災害予防及び災害応急対策に関する事
指 揮 対 策 部	状況指揮班	有 明 消 防 本 部	<ul style="list-style-type: none"> ・有明消防本部職員の活動に関する事 ・消防団との連携に関する事 ・各消防団の状況調査に関する事

指揮対策部	現場指揮班	消防団	<ul style="list-style-type: none"> ・ 消防団員の活動に関する事 ・ 現場状況の収集に関する事 ・ 災害時の搬送に関する事
-------	-------	-----	---

ウ 本部会議

本部長は、町災害対策本部の運営及び災害対策の推進に関し協議するため、災害対策本部を設置したとき及びその後必要の都度、本部会議を招集する。

本部会議の協議事項はおおむね次のとおりとする。

- (ア) 本部体制の配備及び廃止に関する事
- (イ) 重要な災害情報の収集・分析及びこれに伴う対策方針の作成並びに当該方針に沿った対策の実施に関する事
- (ウ) 避難指示等の発令に関する事
- (エ) 自衛隊の災害派遣要請に関する事
- (オ) 災害対策の重要な連絡又は総合調整に関する事

エ 本部の設置

町災害対策本部が設置されたときは、本部会議の庶務、本部の総括的業務を処理するため本部室を置く。本部室は、本部長が定める場所に設け、その運営管理は総務班が担当する。

オ 本部連絡員の配備

- (ア) 各部長は、災害の種類に応じて本部連絡員を指名し、本部に出向させ、災害情報の把握整理、各部班に対する連絡通報、部外防災関係機関との連絡調整等の活動にあたらせる。
- (イ) 県から派遣された情報連絡員（LO）と速やかに行政機能の確保状況、災害対応の進捗状況及び各種要請等を把握したうえで必要な応援が迅速に行われるよう努めるものとする。

第2節 職員配置計画

災害応急対策活動を実施するために必要な人員を確保するために職員配置計画を定める。

1 職員の配置基準

災害が発生した場合又は発生するおそれがある場合における町職員の配置は、おおむね次の基準により行うものとする。

(1) 災害対策本部設置前の配置体制

ア 注意体制

気象業務法（昭和27年法律第165号）等に基づく災害のおそれがある注意報で大雨注意報、洪水注意報が発令された場合及び総務課長が注意体制をとる必要があると認めたときは、下記配置体制により職員の配置を行い、予警報の伝達、災害情報並びに被害報告の収集にあたるものとする。

○注意体制下の職員配置基準

課名	総務課・建設課
人員	2人以内

イ 警戒体制

気象業務法に基づく災害に関する警報が1以上発表されたとき、又は災害発生のおそれがある場合、若しくは災害が発生した場合は、総務課長の指示に基づき、下記配置体制による職員の配置を行い、警報の伝達、災害の情報又は被害報告の収集等災害応急対策の実施にあたるものとする。

○警戒体制下の職員配置基準

課名	総務課	建設課	経済課・まちづくり課	福祉課
人員	3人以内	3人以内	3人以内	3人以内

※関係課長は、あらかじめ警戒体制下の配置体制の職員を指名しておく。

(2) 災害対策本部設置後の配置体制

災害諸対策を強力かつ迅速に推進するため、次により職員を配置する。

ア 配置体制の基準

配置体制	配置時期	配置内容	班編成
第1配置	ア 局地的な災害が発生した場合 イ その他必要により本部長が当該配置を指示したとき	予警報の伝達、災害情報又は被害報告の収集、水防救助活動が円滑に行える体制とする	1班体制 (配置計画の1班～3班までの中から順次配置)
第2配置	ア 局地的な災害が発生し、さらに被害が拡大するそれがある場合 イ その他必要により本部長が当該配置を指示したとき	第1配置により難しい場合で、直ちに災害応急活動を開始できる体制とする	2班体制 (配置計画の1班～3班までの中から順次配置)
第3配置	ア 町内全域にわたる災害が発生し、被害が甚大な場合 イ 本部長が当該配置を指示したとき	全職員をもってあたるもので、状況によりそれぞれの災害応急対策活動が強力に推進できる体制とする	全職員

2 災害対策本部設置後の職員の動員、配置のための伝達系統

(1) 平常勤務時の場合

ア 災害対策本部の総務対策部長は、職員の配置体制をとったときは、関係部長に対して配置決定の指示を行い、関係部長は、職員の配備を行う。

イ 消防団・自主防災組織に対しては、総務対策部消防交通班長がその旨を団長・会長に連絡する。

ウ 対策関係部長は、それぞれの所管する関係事務所等へその旨を連絡する。

(2) 勤務時間外、休日等の場合

ア 総務対策部長は、職員配置体制をとったときは、関係部長に対して配置決定の指示を行い、関係部長は、直ちに関係配置職員に緊急連絡を取り、職員の配置を行う。

イ 配置職員は、招集の通知を受けたときは直ちに登庁し、登庁した旨を総務課対策部長又は関係部長に連絡するとともに所定の業務につく。

ウ 配置職員は、勤務時間外において災害が発生し、又は災害のおそれがあることを知ったときは、関係者からの連絡、テレビ、ラジオ等に留意するとともに、進んで関係方面へ連絡を取り、連絡が取れない場合は、自主的に所定の配置に就くよう努めなければならない。

(3) 連絡方法

ア SNS、電話、メール、防災総合行政無線等で確実な方法により連絡する。

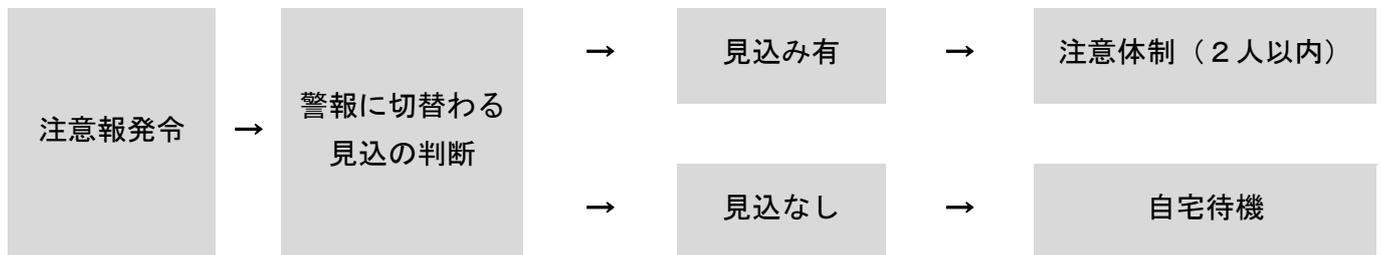
イ 特に緊急配置を必要とするときは、庁用自動車により配置職員の所在場所から配置場所へ移送するなど措置をとる。

(4) 配置体制の解除

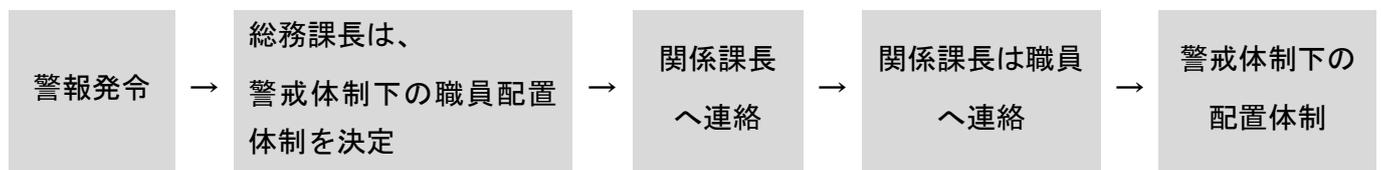
配置体制の原因となった気象予警報が解除されるなど、災害発生のおそれなくなったときは、総務対策部長は、関係部長と協議のうえ、配置体制を解除するとともに、関係部や消防団及び自主防災組織へこの旨を連絡する。

※動員配置伝達系統図

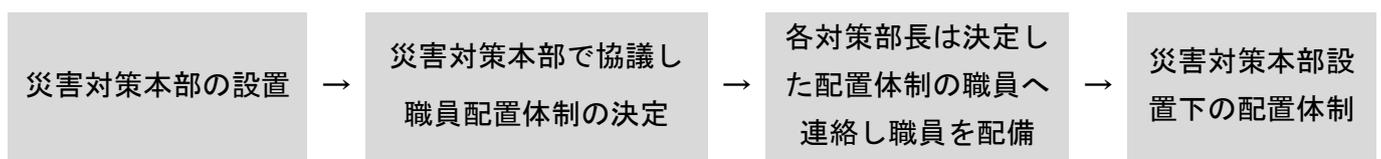
○注意報が発令された場合



○警報が発令された場合



○災害対策本部が設置された場合



3 他機関に対する出動応援要請

災害応急対策又は災害復旧のため必要があるときは、町長は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の17又は災害対策基本法第29条の規定により、他の地方公共団体又は国

の機関の職員の派遣を要請することができる。また、災害対策基本法第30条の規定により、職員の派遣のあっせんを求めることができる。

(1) 派遣職員の受入れ体制

災害応急対策又は災害復旧のため、職員の派遣を受けた際の規定は、地方自治法第252条の17又は災害対策基本法第32条の規定によるが、災害時における派遣職員の円滑な受入を図り、応急措置の実施が促進されるよう体制を整えておくものとする。

(2) 災害派遣手当

災害派遣手当は、災害対策基本法第32条の規定により、支給するものとする。

(3) 派遣職員に対する給与又は経費の負担

国からの派遣職員には、災害対策基本法施行令（昭和37年政令第288号）第18条の規定、県からの派遣職員には、地方自治法第252条の17第3項の規定により、支給するものとする。

第3節 気象予警報等伝達計画

災害発生のおそれのある気象業務法に基づく注意報又は警報並びに水防警報、消防法に基づく火災気象通報等（以下「予警報」という。）を関係機関又は住民に迅速かつ確実に伝達するための通報システムを定める。

1 予警報等の定義

この計画において、注意報、警報、気象情報は、次のとおりとする。

(1) 注意報、警報

注意報とは、災害が起こるおそれがある場合に気象業務法に基づき、熊本地方気象台が一般又は関係機関に対して、注意を喚起するために行う予報をいう。

警報とは、重大な災害が起こるおそれがある場合に気象業務法に基づき、熊本地方気象台が一般又は関係機関に対して、警戒を喚起するために行う警報をいう。

◎熊本地方気象台が発表する南関町の注意報、警報の種類又は発表基準

警報の発表基準をはるかに超える大雨等が予想され、重大な災害が発生するおそれが著しく高まっている場合、特別警報を発表し、最大級の警戒を呼び掛ける。

また、大雨特別警報が発表された場合、重大な土砂災害や浸水害が発生するおそれが著しく大きい状況が予想され、特に警戒すべき事項を標題に明示して「大雨特別警報（土砂災害）」、「大雨特別警報（浸水害）」又は「大雨特別警報（土砂災害、浸水害）」のように発表する。雨が止んでも重大な土砂災害等のおそれが著しく大きい場合には発表を継続する。

種 類		発表基準
注 意 報	気 象 注 意 報	大雨
	大雪	

大雨による災害発生のおそれがあると予想される場合。
ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である
具体的には、表面雨量指数基準10以上、又は土壌雨量指数基準122以上。

大雪による災害発生のおそれがあると予想される場合。
具体的には、12時間降雪の深さ3cm以上。

		強風	強風による災害発生のおそれがあると予想させる場合。 具体的には、平均風速 10m/s。
		風雪	風雪による災害発生のおそれがあると予想される場合。 具体的には、平均風速 10m/s で雪を伴う。
		雷	落雷等により被害が予想される場合。
		濃霧	濃い霧によって災害発生のおそれがあると予想される場合。 具体的には、濃霧によって視程が陸上で 100m以下。
		乾燥	空気が乾燥し、火災の起こりやすい状態が予想される場合。 具体的には最小湿度が 40%以下、実効湿度が 65%以下。
		着氷・着雪	着氷・着雪によって災害発生のおそれがあると予想される場合。 大雪警報・注意報の条件下で、気温が $-2^{\circ}\text{C}\sim 2^{\circ}\text{C}$ の場合。
		霜	早霜、晩霜等によって農作物に著しい災害が起こるおそれがあると予想される場合。11月20日までの早霜、3月20日以降の晩霜で最低気温 3°C 以下
		低温	低温によって農作物、水道管破裂、道路凍結等に著しい災害が起こるおそれがあると予想される場合。具体的には、平地で冬期で最低気温が -5°C 以下。夏期で平年より 4°C 以上低い日が3日続いた後、さらに2日以上続くと予想される場合。
		なだれ	なだれが発生して災害が起こるおそれがあると予想される場合。具体的には積雪の深さ 100 cm以上で、1. 気温 3°C 以上の好天 2. 低気圧等による降雨 3. 降雪の深さが 30 cm以上 のいずれかが予想される場合。
		洪水	大雨、長雨などの現象によって河川の水位が増加し、災害発生のおそれがあると予想される場合。 ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である 流域雨量指数基準が関川流域 8.5 以上、琵琶瀬川流域 4.4 以上または、複合基準で琵琶瀬川流域が表面雨量指数 8 以上かつ流域雨量指数 3.6 以上。
警報	気象警報	大雨	大雨によって、重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合。 大雨警報（土砂災害）、大雨警報（浸水害）、大雨警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事が明記される。 大雨警報（土砂災害）は、高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。 具体的には、表面雨量指数基準 25 以上、又は土壌雨量指数基準 201 以上。
		大雪	大雪によって重大な災害の起こるおそれがあると予想される場合。 具体的には、12 時間の降雪の深さが 10 cmを超えると予想される場合。
		暴風	暴風によって重大な災害の起こるおそれがあると予想される場合。 具体的には、平均風速 20m/s を超えると予想される場合。
		暴風雪	暴風雪によって重大な災害の起こるおそれがあると予想される場合。 具体的には、平均風速 20m/s を超えて雪を伴う。
		洪水	洪水によって重大な災害の起こるおそれがあると予想される場合。 高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当 具体的には、流域雨量指数基準が関川流域で 10.7 以上、琵琶瀬川流域で 5.6 以

大雨特別警報	気象特別警報	大雨	大雨が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。大雨特別警報には、大雨特別警報（土砂災害）、大雨特別警報（浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。災害が発生又は切迫している状況であり、命の危険が迫っているため直ちに身の安全を確保する必要があることを示す警戒レベル5に相当。 ※台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合
		暴風	暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。 ※数十年に一度の強度の台風や同等の温帯低気圧により、暴風が吹くと予想される場合
		大雪	大雪が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。 ※数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合
		暴風雪	雪を伴う暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害などによる重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかける。 ※数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合
	記録的短時間大雨情報		1時間雨量が110mm

※ 土壌雨量指数とは、降った雨が土壌中に貯まっている様子を表したもので、土砂災害発生危険性を示す指標。

※ 流域雨量指数とは、河川の流域に降った雨水が、どれだけ下流域に影響を与えるか、これまでに振った雨量と今後数時間に降ると予想される雨から指数化したもので洪水危険度を監視することが可能。

※ 土砂災害警戒情報とは、土砂災害による人的被害防止の観点から、気象業務法、災害対策基本法及び土砂災害防止法に基づき、大雨警報発表中でさらに大雨による土砂災害発生危険度が高まった市町村に対して、市町村長が防災活動や住民等への避難指示等の災害応急対応を適時適切に行えるよう支援すること。また、住民の自主避難の判断等に利用できることを目的として、県と気象庁が共同して発するもの。

(2) 気象情報

熊本地方気象台は、熊本県を対象とする気象情報を発表する。警報発表中に熊本地方で1時間に110mm以上の雨量を観測した場合は直ちに「記録的な短時間雨量を観測した」旨の熊本県記録的短時間大雨情報を発表する。

また、気象情報は、気象業務法に基づき、観測の成果の発表や予報事項に関する情報を、住民及び関係機関に対し発表し、円滑な防災活動ができるように支援するもので、その情報は次の3つに大別される。

ア 災害に結びつくような顕著な現象の発現が予想されるが警報・注意報等を未だ行わない場合などに予告的に発表する予告的情報。

イ 顕著な現象が切迫しているかあるいは発現して、特別警報、警報や注意報などを行っている場合などに、特別警報、警報、注意報を補完するための補完的情報。

ウ 大雨警報を発表中の二次細分区域において、キキクル（気象庁）の「危険」（紫）が出現しかつ、数年に一度しか起こらないような短時間の猛烈な雨（熊本県では1時間110mm

以上)を観測若しくは解析した場合に、さらに強く警戒を呼び掛ける「熊本県記録的短時間大雨情報」。気象情報は、気象業務法に基づいて気象庁が、警報・注意報に先立って注意を呼び掛けたり、警報・注意報を補完したりするために発表するものをいう。

(3) 特別警報

大雨・地震・津波・高潮などにより、重大な災害の起こるおそれがあるときは、警報を発表して警戒を呼び掛けていたものを今後は、この警報の発表基準をはるかに超える豪雨や大津波等が予想され、重大な災害の危険性が著しく高まっている場合、新たに「特別警報」を発表し、最大限の警戒を呼び掛ける。

2 伝達方法

防災行政無線、災害情報共有システム(L-ALERT)、緊急速報メール、愛情ねっと、広報車、SNS、電話、口頭による伝達。

第4節 災害情報収集計画

災害の情報又は被害状況の収集のために定めるものである。災害応急対策を迅速かつ的確に実施する基礎となるものであるから、災害が発生、又は発生するおそれがあると予想されるときは、速やかにこれらの情報、報告の収集に努めるとともに何人もこれに協力しなければならない。また、この場合の安全確保には十分に注意する。

なお、災害時の個人情報の取扱いについては、国の指針等を活用し、災害にかかる様々な業務において人の生命、身体又は財産の保護が最大限図られるよう、適切に対応するものとする。

1 災害情報の収集

(1) 町による調査等

町は、消防団及び自主防災組織や自治会からの情報をもとに、管内の被害状況や孤立している地区の情報等の早期把握に努めるとともに、必要に応じて調査班を編成して、現地での被害状況の把握に努めるものとする。災害発生時の当初においては、次に掲げる情報のうちア～オの情報収集に努めるものとする。

ただし、アの中の行方不明者の数については、捜索・救助体制の検討等に必要な情報であるため、町は、住民登録の有無にかかわらず、町の区域内で行方不明となった者について、警察等関係機関の協力に基づき正確な情報の収集に努めるものとする。

また、行方不明者として把握した者が、他の市町村に住民登録を行っていることが判明した場合等には、当該登録地の市町村に連絡するものとする。

ア 人的被害（行方不明者の数を含む。）

イ 火災の発生状況

ウ 住家の被災状況

エ 住民の行動・避難状況

オ 土砂災害等の発生状況

カ 道路・橋梁被害による通行不能路線・区間

キ 孤立集落の発生状況

ク 医療救護関係情報

ケ その他町の業務継続に必要な情報

(2) 異常現象発見者の通報

災害のおそれがある異常現象（竜巻、強い雹、土砂崩れ等）を発見した者は、直ちにその旨を町、消防、警察に通報しなければならない。

(3) 区長・自主防災会長通報

区長・自主防災会長は、災害が発生、又は発生するおそれがあるときは、地区内の危険箇所の状況把握を行い、災害が発生した場合及び異常現象発見者からの通報を受けた場合は、直ちにその状況を調査し、カメラ等で災害記録を撮り、総務対策部又は関係課へ連絡する。

(4) 消防団関係

ア 消防団員は、常時地区内の状況を把握するとともに、区長との連絡を密にする。

イ 災害が発生、又は発生するおそれがあるとき、若しくは警戒体制下においては地区内の危険箇所を巡回し、状況の把握又は情報収集を行う。

ウ 災害が発生した場合又は通報を受けた場合は、その状況を調査し、カメラ等で災害記録を撮り、直ちに所定の方法により総務対策部又は関係課へ連絡する。

第5節 災害時要配慮者等避難支援計画及び避難収容計画

◎ 災害時避難行動要支援者対策

災害が発生した時、最も危険な状況におかれる人々は、高齢者や障がい者・乳幼児等、自力で避難することが困難な人たちである。また、在留外国人及び観光客等、危険な地域や避難場所が分かりにくい人たちも同様である。

高齢化社会の進展や単身世帯の増加などにより、支援を必要とする人々は増加傾向にあり、本町防災対策の重要課題と位置づけ名簿等を整備するものとする。

1 避難行動要支援者対策

- (1) 避難行動要支援者についての避難支援、安否確認その他要支援者の生命又は身体を災害から保護するために必要な措置を実施するための基礎となる名簿（以下「避難行動要支援者名簿」という。）を作成する。
- (2) その他、避難行動要支援者の避難対策については、本町が作成した災害時避難行動要支援者避難支援プランにより実施する。

2 避難行動要支援者名簿の範囲

(1) 高齢者

ア 介護保険の「要介護4以上の者」で、在宅で生活する者（寝たきり、認知症高齢者含む。ただし、要介護3以下でも自力での行動ができない方は対象とする。）

イ 在宅の65歳以上の一人暮らしの高齢者（高齢者のみの世帯含む。）

(2) 障がい者

ア 身体障がい者（身体障害者障害程度等級表の級別「1級及び2級」の者）

イ 知的障がい者（療育手帳判定基準の障害程度「最重度（A1）及び（A2）」の者）

ウ 精神障がい者（精神障害者保健福祉手帳の障害等級「1級」の者）

(3) その他一人では、避難が困難な者

3 避難行動要支援者名簿の作成

名簿の作成にあたり、必要な個人情報の収集方法は、次のとおりとする。

(1) 手上げ方式

災害時の避難支援を自ら希望する者のうち、避難行動要支援者の要件に該当し、自主防災組織（自治会等）、民生委員・児童委員、社協、消防署、警察署に個人情報を提供することに同意した者については、名簿に登録する。

(2) 同意方式

自主防災組織（自治会等）、民生委員・児童委員等が地域において要配慮者を把握し、そのうち特に支援を必要とする避難行動要支援者本人に直接登録を働きかけ、同意を得られた場合には、名簿に登録する。

なお、難病患者等、町で把握していない者については、災害対策基本法第49条の10第4項の規定により、当該情報を保有する県知事等に対し、必要な情報の提供を求め、本人の同意が得られた場合は、名簿に登録する。

4 避難行動要支援者名簿の取扱い

(1) 情報共有の範囲

避難行動要支援者名簿の情報については、災害対策基本法第49条の11第2項の規定により、自主防災組織（自治会等）、民生委員・児童委員、社協、消防署、警察署が共有することができる。

(2) 名簿の適正管理

名簿を保管する者は、避難行動要支援者に関する個人情報が無用に共有・利用されないよう、施錠可能な場所に保管するなど適正な管理に努める。

(3) 守秘義務の徹底

名簿には、避難行動要支援者の氏名や住所、連絡先、要介護状態区分や障害支援区分等の支援を必要とする理由など、秘匿性の高い個人情報も含まれるため、関係者には守秘義務を徹底するとともに、必要以上に複製することのないよう指導する。

(4) 情報の更新

町は、自主防災組織（自治会等）、民生委員・児童委員等の協力を得て、毎年名簿の内容について確認する。内容に変更があった場合、福祉担当部局は、速やかに保有する情報を修正し、正しい情報に更新する。

◎ 避難収容計画

災害のために身体、生命が危険な状態にある者を保護するため、避難の開始を行うよう情報を発信し避難を指示し、安全な場所に避難させ、収容するために定める。

1 実施責任者

(1) 高齢者等避難、避難指示は、次のとおりである。

要配慮者に避難行動要支援者を含めて「要配慮者等」という。

区 分	災害の種類	実施責任者 (根拠法令)	内 容
高齢者等避難	全災害	町 長	○高齢者等避難 要配慮者等、避難行動に時間を要する者が避難の開始を行うよう発する情報
避難指示	全災害	町 長 (災害対策基本法第60条)	○避難指示 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、当該地域の居住者に対し、避難のため、立ち退きをするよう勧めること
		警察官 (災害対策基本法第61条) (警察官職務執行法第4条)	
		災害派遣時の自衛官 (自衛隊法第94条)	
	洪水災害	知事又はその命を受けた職員 (水防法第29条)	
		水防管理者 (水防法第29条)	
地すべり災害	知事又はその命を受けた職員 (地すべり等防止法第25条)		

(2) 町長は、避難者の収容又は移送を必要とする場合、町のみでは対処できないときは、県に応援を要請するものとする。ただし、事態が切迫し、時間の余裕がない時は、直接他の市町に応援を要請するものとする。

2 住民への伝達方法は、おおむね次により行う。

- (1) あらかじめ定められた伝達方法によるもの（電話、口頭若しくはマイク等）
- (2) サイレン、警鐘による信号によるもの
- (3) 広報車、放送設備を装備する車両によるもの
- (4) 防災行政無線、電話、緊急速報メール、愛情ねっと、SNSによるもの

3 住民に求める行動

(1) 高齢者等避難が発令された場合

要配慮者等、特に避難行動に時間を要する者は、個別計画であらかじめ定められた避難場所への避難行動を開始する。支援者の行動にあたっては支援行動を開始する。

(2) 避難指示が発令された場合

がけ崩れ等により人的被害の発生する可能性が高い場合に発令するため、危険区域（土砂災害警戒区域や土砂災害特別警戒区域）の住民は、あらかじめ定めた避難場所等へ避難する。夜間や移送に危険を伴う場合を想定し、直近の安全な場所を事前に確保しておく。

4 避難指示等の発令基準

避難指示等の発令基準は、災害の種類及び地域性等による異なるが、おおむねの基準は次のとおりとする。なお、実施責任者は、避難指示等の時期を失せぬよう防災関係機関と連絡を取りながら監視体制を強化し、災害発生の兆候等の発見に努めるものとする。

(1) 河川災害の場合

	関川	内田川・久井原川
高齢者等避難	大雨洪水警報が発令され、水防団による現地調査報告により実施責任者が、高齢者等避難が必要と認める場合	大雨洪水警報が発令され、それぞれの河川の水防団による現地調査報告により、実施責任者が、高齢者等避難が必要と認める場合
	対象区域：重要水防箇所 連絡先：当該区長、当該自主防災会長、当該避難支援者	
避難指示	土砂災害警戒情報が発令され、水防団による現地調査報告により実施責任者が、避難指示が必要と認める場合	土砂災害警戒情報が発令され、それぞれの河川の水防団による現地調査報告により、実施責任者が、避難指示が必要と認める場合
	対象区域：重要水防箇所 連絡先：当該区長、当該自主防災会長	

(2) 暴風の場合

高齢者等避難	暴風警報が発令され、実施責任者が、避難が必要と認めた場合
避難指示	対象区域：全域 連絡先：防災行政無線にて、自主避難所の開設及び自主避難を促す放送を流す。

(3) 土砂災害の場合

高齢者等避難	大雨警報(土砂災害)が発表され、危険箇所の消防団、自主防災組織による現地調査報告により実施責任者が、高齢者等避難が必要と認める場合
	対象区域：土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域 連絡先：当該区長、当該自主防災会長、当該避難支援者
避難指示	土砂災害警戒情報が発表され、危険箇所の消防団、自主防災組織による現地調査により実施責任者が、避難指示が必要と認める場合
	対象区域：土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域 連絡先：当該区長、当該自主防災会長

5 避難指示

- (1) 町長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において必要があると認めるときは、当該地域の居住者に対し立ち退きを指示する。
- (2) 警察官は、町長から要求があったとき、又は町長が立ち退きの指示をすることができないと認めるときは、当該地域の居住者に対し、避難のための立ち退きを指示し、その旨を町長に速やかに通知する。
- (3) 知事又はその命を受けた職員は、洪水又は地すべりにより著しい危険が切迫していると認めるときは、地域の居住者等に対し、洪水の場合は立ち退き又はその準備を、地すべりの場合は立ち退きを指示するとともに、玉名警察署長にその旨を通知する。
- (4) 町長は、避難指示等を発令した場合、速やかにその旨を県知事に報告するものとする。

6 避難者の誘導及び輸送

(1) 避難者の誘導

避難者の誘導については、消防団及び自主防災組織が地区住民と協力して行う。

(2) 移送・輸送

ア 避難者の移送・輸送は、原則として避難者各自で実施する。避難者が自力で立ち退きが不可能な場合で、町長が必要と認めたとき、又は避難者からの要求があったときは、町において車両等を確保し、移送・輸送を行う。

イ 災害が広域におよび大規模な立ち退きを要し、町で処理できない場合は、県知事に避難者の移送・輸送を要請する。

7 災害時要配慮者等への配慮

(1) 社会福祉施設入居者の安全確保対策

ア 施設職員の確保施設管理者は、あらかじめ整備した緊急連絡網を活用し、職員の動員・参集を迅速に行って緊急体制を確保する。

イ 避難誘導の実施

施設管理者は、避難誘導計画に基づき、入所者の救助及び避難誘導を迅速に実施する。

町は、施設入所者の救助及び避難誘導を援助するため、近隣の社会福祉施設、自主防災組織、ボランティア団体等に協力を要請する。

ウ 受入先の確保及び移送

町は、医療施設及び社会福祉施設等の受入先や救急自動車等の確保や施設入所者の移送の援助に努める。

(2) 在宅災害時要配慮者等の安全確保対策

ア 支援体制

福祉課内に災害時要配慮者等支援班を設置し、個別計画に基づく連絡網により避難支援者に伝達する。

イ 避難誘導の実施

個別計画書に基づき、消防団、自主防災組織、民生委員、福祉員、避難支援者が連携し、福祉避難所へ誘導若しくは搬送する。

ウ 避難場所の確保

個別計画に基づき、各避難場所の状況を事前に把握し、適切な場所の確保を行う。

エ その他

その他詳細については、南関町避難行動要支援者避難支援プラン（改訂版平成26年9月）に定める。

8 避難所（場所）の指定

(1) 町長は、避難指示者と協議し、各種災害時における条件等を考慮し、地区ごとの避難予定場所を指定する。指定緊急避難場所の指定に当たっては、「指定緊急避難場所の指定に関する手引き」（平成29年3月）を参考とするものとする。

- (2) 町長は、その地域の住民に事前に避難所及び避難路等について周知徹底を図るとともに、自主防災会においても日頃から避難所及び避難路等について確認を行う。
- (3) 緊急避難所（場所）については、夜間や緊急避難に備え、上記自主避難所又は最寄りの公民館等の安全な場所をあらかじめ検討し、確保する。

9 避難所の開設及び収容保護手順

避難所の開設、収容及び収容者の保護は、災害救助法（昭和22年法律第118号）による救助が適用された場合は、同法に基づき、町長が実施し、同法が適用されない災害又は同法が適用されるまでの間は、独自の応急対策として町長が開設し、その旨を公示する。

(1) 収容対象者

- ア 災害によって現に被害を受けた者又は被害を受けるおそれのある者
- イ 避難命令が出た場合等で現に被害を受けるおそれのある者

(2) 収容の期間

避難所の開設、収容保護の期間は、原則として災害発生の日から7日以内とするが、それ以前に必要ななくなった者は、逐次退所させ、期間内に完了するものとする。ただし、期間内にり災者が住居又は仮住居を見出すことができず、継続収容を必要とするときは、町長は、その都度県に開設期間の延長を要請する。

(3) 所要物資の確保

町は、避難所開設又は収容保護のための所要物資を確保する。ただし、町において確保できないときは、県に確保を依頼する。

(4) 町職員の駐在

避難所を開設したときは、別添避難所の職員配置計画に基づき、避難所ごとに町職員を派遣駐在させ、避難所の管理と収容者の保護にあたらせる。なお、駐在職員は、次のものを記録するものとする。

- ア 避難所収容台帳
- イ 避難所収容者名簿
- ウ 避難所用物品受払簿
- エ 避難所設置及び収容状況簿

(5) 避難所開設状況等の報告

避難所を開設したときは、速やかに県（玉名地域振興局）に報告し、その後の状況を毎日救助日報により報告する。なお、報告は次の事項について電話等により行う。

- ア 開設状況報告…避難所開設日時、場所、施設名及び収容状況等
- イ 収容状況報告…施設別収容人員、開設期間の見込み等
- ウ 閉鎖報告……………施設別閉鎖日時

10 災害危険区域における避難対策

- (1) 危険区域の危険が増大したときは、町長は危険区域ごとに居住者、滞在者その他の者に対し立ち退きを指示する。

- (2) 区長又は消防団等応急作業に従事しているものは、災害が発生し又は発生のおそれがあるため、住民の身边に危険が及ぶと判断されるときは、直ちにその必要と認められる区域ごとに避難のための立ち退きの指示について必要な措置を行う。
- (3) (2)による避難のための立ち退きの指示を行ったときは、直ちに町長に対し、避難を必要とした理由、避難場所、人員、その他必要な事項を報告しなければならない。

11 避難にあたっての住民が留意する事項

避難が円滑に実施され、収容施設による生活の安全を図るため住民に対し、次の心構えについて平素から指導する。

- (1) 氏名票（住所、氏名、生年月日、血液型等）を携行する。
- (2) 2食程度の食糧、水、タオル、トイレットペーパー、最小限の着替え、照明用器具等を携行する。
- (3) 服装はできるだけ軽装とするが素足は避け、必ず、帽子等を着用し、雨合羽等の雨具、防寒具を携行する。
- (4) 貴重品以外の荷物は持ち出さない。
- (5) 上記のうち、平素用意しておける物品は、非常用袋に入れておく。

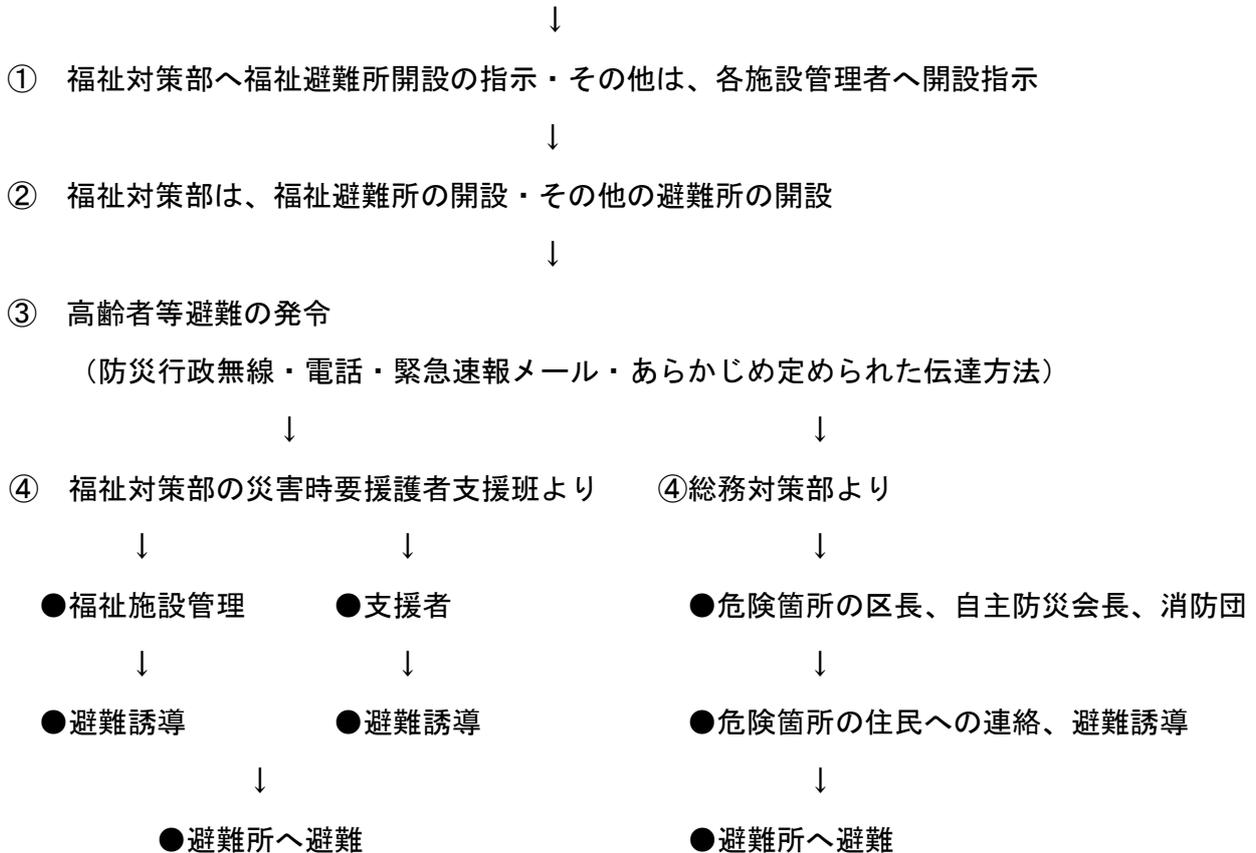
第6節 高齢者等避難・避難指示等の発令及び伝達手順

○予防的避難

県が進める、住民に明るいうちから、自主避難を促す「予防的避難」を状況に応じて呼びかける。

○高齢者等避難

災害対策本部を設置し、本部長が高齢者等避難の発令基準により必要があると認めるときは、高齢者等避難を発令する。



○避難指示

災害対策本部を設置し、本部長が避難指示等の発令基準により必要があると認めるときは、避難指示を発令する。避難情報に関するガイドライン（令和3年5月）を参考にする。

なお、避難指示の発令に当たり、必要に応じて気象防災アドバイザー等の専門家の技術的な助言等を活用し、適切に判断を行うものとする。

↓

① 避難指示の発令

（防災行政無線・電話・L-ALERT等）

↓

② 総務対策部より危険箇所の区長、自主防災会長、消防団へ連絡

↓

③ 危険箇所の区長、自主防災会長、消防団

↓

④ 危険箇所の住民へ連絡、避難誘導

↓

⑤ 避難所へ避難

第7節 災害ボランティア連携計画

1 災害ボランティア活動を支援する体制整備計画案

町内で大規模又は甚大な災害が発生し、災害ボランティアによる救援活動が必要と認められる場合、社協は災害ボランティアセンター（以下「町センター」という。）を設置する。

2 町センター

(1) 町センターは、大規模な地震や風水害等の発生後、南関町におけるボランティアの受入れ体制の確保を図り、ボランティアによる福祉救援活動が円滑かつ効果的に展開されることを目的とする。

(2) 設置場所

町センターの設置は、社協内に設置する。ただし、同社協が被災し、機能を果たさない場合は、町センターの運営が可能な場所に設置する。

(3) 役割と機能

ア ボランティアの受入れ、調整、斡旋

(イ) 災害発生時に町内外から訪れるボランティアを受入れ、被災地域のニーズと調整し、災害ボランティア活動が効率的かつ効果的に行われるよう、緊急度や優先順位、情報発信先の範囲を勘案しながら、適時適切に斡旋を行う。

イ 関係機関、団体との連絡調整

(ア) 町災害対策本部との連絡調整

(イ) 日赤町支部、町共募、町ボランティア連絡協議会との連絡調整

ウ 資材や機材の仲介

エ ボランティア活動保険の取りまとめ

オ 町ボランティア運営及びボランティア活動等に係る資金調達

3 町の対応

- (1) 災害時における社協との協定の締結
- (2) 連絡調整窓口の設置
- (3) 行政情報の適切な提供
- (4) 他県、報道機関に対する情報の提供

4 町社協の対応

町社協は、町センターの円滑な運営を図るため、必要に応じて町社協の職員を町センターの業務に従事させる。

5 組織及び運営体制

災害発生時に適切に対応するため、組織体制及び運営体制を整備する。

6 閉所の時期について

町センターは、初期の目的が達成されたとき、閉所するものとし、その決定は町社協会長が行う。

第8節 消防計画

火災を警戒、防御し、被害を軽減するため、組織、施設の整備、水利の確保及び危険区域対策時の消防活動について定める。

1 消防組織

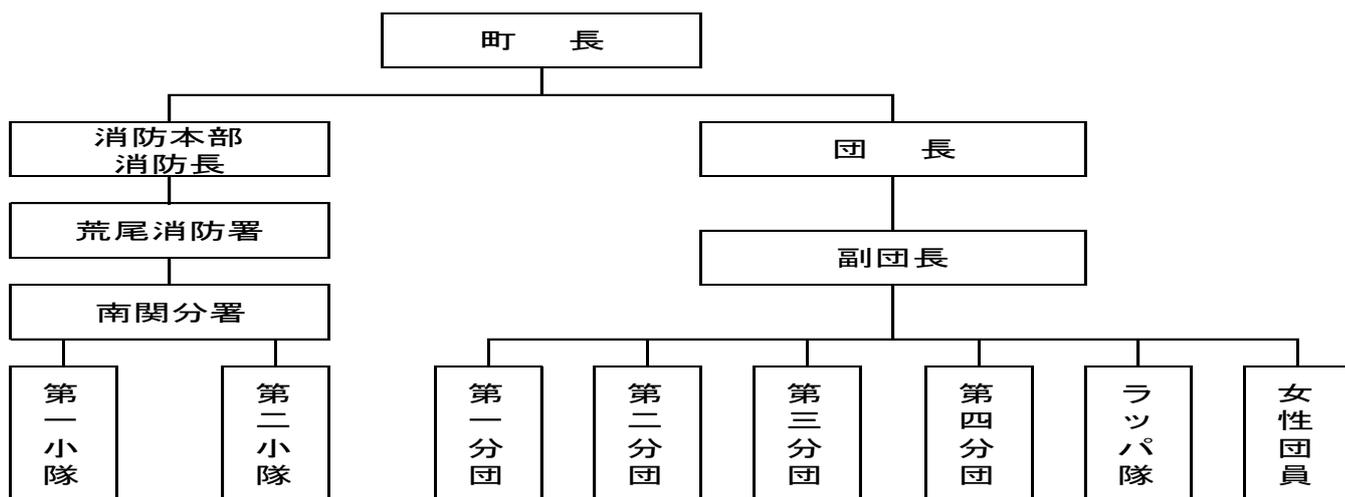
消防組織法（昭和22年法律第226号）及び消防力の基準等による本町の消防組織、機構は、次のとおりである。

(1) 消防組織

令和5年4月1日現在

	団長	副団長	分団長	副分団長	部長	班長	団員	計
本部	1	2					12	15
第一分団			1	2	5	11	96	115
第二分団			1	2	7	14	73	97
第三分団			1	2	4	8	60	75
第四分団			1	2	4	8	62	77
ラッパ隊				1				1
計	1	2	4	9	20	41	303	380

(2) 消防機構



2 消防施設整備状況

(1) 消防機械器具

現有の消防力は、次のとおりである。

ポンプ車	1台
小型動力ポンプ	21台
消防ポンプ積載車	21台

(2) 消防水利

消防水利は、常時使用可能な状態に保安全管理するとともに水利不足の地域においては、計画的に増設を図る。プール新設に際しては、消防用水利として有効に活用できるように措置を施す等、消防用水利施設の確保を図る。

3 消防活動計画

(1) 火災警報の発令

- ア 町長は、火災気象通報が発せられた場合、又は気象の状態が火災の予防上危険であると認めるときは、火災に関する警報を発する。
- イ 警報の発令及び解除の伝達は、町の防災行政無線により、町全域に周知を図るものとする。
- ウ 町長は、火災警報を発した場合は、その解除までの間、有明広域行政事務組合火災予防条例に定めるところにより、住民の火の使用を制限する。

(2) 火災予防

ア 異常気象時の消防対策

強風注意報、乾燥注意報等の発令により、火災予防上危険があると認める場合、又は火災が発生した場合等、大火に発展しやすい異常気象時には、有明広域行政事務組合消防本部と協力し、防災行政無線、広報車等により、住民の警戒心の喚起、警戒体制の強化に努める。

イ 危険区域及び特殊建築物等の消防対策

火災が発生した場合、人命損傷の危険が予想され、かつ大火を誘発させるおそれのある地域、大規模な木造建築物、中高層の特殊建築物などに対しては、地域及び対象物ごとに消防活動計画を樹立し、火災防止、人命救助等の研究、訓練を実施し、防御活動の万全を期す。

ウ 危険物火災防御対策

(ア) 危険物火災

危険物、準危険物等の火災防御に対しては、種類、状況等を速やかに把握し、その性状に適した防御活動により、早期鎮圧を図る。消火方策の決定にあたっては、発災危険物の性状及び量的な面から検討を加え、現場指揮者が決定する。初期消火活動に必要な薬剤を備蓄するとともに、調達、輸送にあたっては、緊急車による誘導、その他隣接の消防機関、玉名警察署に協力を要請し、輸送の迅速化を図る。

(イ) 爆発火災

爆発により火災の発生、又は爆発を伴う火災に対しては、人命救助など救助活動を主体とし、延焼防止、爆発被害の軽減を図る。また、爆発災害現場においては、当該施設の保安監督者などと協議し、応急危険防止策を確立し、防御隊員の安全を確保する。

高圧ガス、液化石油ガスなど貯蔵施設等の防御活動にあたっては、当該施設の保安技術関係者に関連施設に対する安全措置を取らせたのち、付近の施設又は対象物などへの延焼防止策を図る。

エ 自衛消防隊

町内の各地区（行政区）、民間の企業体は、自主的に災害の予防、初期消火、消防隊への協力のため、自衛消防隊を編成するものとする。自衛消防隊の活動は、消防本部及び消防団と緊密な連携を取るとともに災害現場においては、消防長（消防署長）又は消防団長の所轄のもとに行動し、住民の生命、財産、身体の救護及び災害の防御、鎮圧に協力する。

オ 機能別消防団員

それぞれの能力やメリットを活かしながら、特定の消防団活動や時間の許す範囲での活動を行う制度の検討を行う。

(3) 緊急避難体制

災害時における避難指示は災害対策基本法に基づき、町長が発するが緊急避難については、常に第一線で防御活動に従事し、危険の実態を把握できる立場にある消防職員及び消防団員が的確に行う。

ア 指示の基準

(ア) 火災が拡大するおそれがあるとき。

(イ) 爆発のおそれがあるとき。

(ウ) その他、居住者の生命又は身体を災害から保護することが必要と認められるとき。

イ 避難指示又は立ち退きの指示を行った場合は、速やかにその旨を町長、玉名警察署長に通報する。

(4) 動員計画

ア 招集計画

火災発生及び地震災害発生等の場合は、通信施設の途絶が予想されるところから、勤務時間外、休日等においては、職員及び消防団員は、自主的に参集することが原則とする。

(ア) 職員は、原則として所属する部署の所定の場所へ参集する。

(イ) 消防団員は、所属する消防格納庫又は所管する災害現場へ参集する。災害発生の場合においては、通信施設使用が可能な場合、若しくは非常連絡を必要とする注意報、電報等その他災害に関する緊急情報等を受理した場合等においては、所定の場所へ参集する。

(ウ) 副団長以上の職にある者は本部へ、その他の幹部団員は所属分団詰所にそれぞれ参集し、活動に従事する。

4 応援部隊要請計画

火災現場における最高責任者は、火災の状況を明確に判断してその旨を町長に告げ、町長は必要に応じ、消防相互応援協定に基づき、応援要請を行う。

(1) 応援要請は、次の事項を明示して行う。

ア 災害の状況

イ 応援車両の種類

ウ 必要人員

エ 到着希望日時

(2) 応援消防隊の指揮は、その都度、町長（消防長）が特命する。

(3) 応援消防隊の指揮者は、特命指揮者の指揮のもとに防御活動に従事する。

(4) 応援部隊の費用の負担等については、相互応援協定に基づき行う。

5 応援消防協定市町

和水町 玉名市 荒尾市 福岡県大牟田市 福岡県みやま市

第9節 リ災者救出計画

災害により、生命身体が危険な状態にある者、又は生死不明の者を捜索し、救出してこれを保護するとともに救急業務を円滑に遂行するための計画である。

1 実施責任者

リ災者の救出は、必要な機関等により町（福祉対策部福祉班）が行う。ただし、応急措置のため必要がある場合は、他の市町村長、県知事、その他関係機関に応援を要請する。

2 救出対象者

災害により生命・身体が危険な状態にある者で、早急に救出を要する者、又は行方不明の者で、諸般の事情により生存していると推定される者。

3 救出隊の編成

- (1) 被救出者があり、救出の必要がある場合、災害対策本部長の命により、救出隊を編成する。
- (2) 編成は、消防団を主体とし、災害の規模、程度に応じて町関係職員、その他増強要員で編成する。

4 救出活動

救出隊長は、装備した機器材を活用し、隊員を指揮して救出活動にあたる。町のみで救出活動が困難な場合は、県又は他の市町村の応援を得て実施するものとする。

5 災害救助法が適用された場合の実施

災害救助法が適用された場合においては、熊本県災害救助法施行細則（昭和52年熊本県規則第67号。以下「災害救助法施行細則」という。）の定めるところにより実施する。

なお、救出の期間は、災害発生の日から3日以内であるが、特別の事情がある場合は、町長は知事に期間の延長を申請するものとする。

第10節 医療救護計画

災害時における医療等の確保を図るために定める。

町及び医療機関は、災害時の医療機関の機能を維持し、当該システム等の稼働に必要なインターネット接続を確保するため、非常用通信手段の確保に努めるものとする。

1 実施責任者

町長は、災害のため住民の医療が困難となった場合における、り災地の住民に対する恒久的な医療及び助産を実施する。なお、災害救助法が適用された場合は、町は、知事の補助執行機関としてこれを行う。

2 医療助産の範囲

(1) 医療の範囲

- ア 診療
- イ 薬剤又は治療材料の支給
- ウ 処置手術、その他治療及び施術
- エ 病院又は診療所への収容
- オ 看護

(2) 助産の範囲

- ア 分娩の介助
- イ 分娩前後の処置
- ウ 脱脂綿、ガーゼ、その他の衛生材料の支給

3 救護班及び医療班の編成等

災害現場において医療、助産救助を実施するため、次の基準により救護班又は医療班を編成し、必要に応じ出動するものとする。

(1) 救護班

医師 1～2 人、薬剤師 1 人、看護師 2～3 人、職員 1 人をもって構成する。班長は、医師のうち 1 人をもって充てる。

(2) 医療班

医師 1 人、補助員（看護師を含む）若干名をもって編成する。

4 実施の方法

(1) 救護班及び医療班の派遣による方法

災害現場において医療の必要があるとき町長は、現地に救護班又は医療班を派遣して行う。

(2) 医療機関による方法

医療機関〈医療施設〉において医療を実施することが適当なときは、町長は、医療機関又は町長が収容委託した病院〈診療所〉に移送して行う。

(3) 県からの応援等

町長は、当該地域の機関によっては、十分な医療、助産、救助等の活動ができないと認めるときは、県にその旨を連絡するなど、他機関の応援を求めて実施する。

(4) 災害救助法が適用されたときの取扱い

町長は、医療救助等の実施方法については、県に協議のうえ、行うものとする。

5 災害救助法による実施

災害救助法が適用されたときの実施基準は、災害救助法施行細則により実施する。

6 災害救助法が適用されない災害における費用の負担

災害救助法が適用されない災害における費用は、次により、町が負担するものとする。

ただし、他の制度により、費用の負担が定められているものについてはこの限りでない。

(1) 医療及び助産の費用は、災害救助法実施基準（費用の基準）に定められたところに準ずる。

(2) 救護班又は医療班として救護医療活動に従事した医師、その他の者がそのために死亡し、負傷し、疾病にかかり、又は障がい者となったときの災害補償は、消防団員等公務災害補償等共済基金による消防団員等公務災害補償等共済制度の規定による。

7 歯科衛生

被災地域では、水不足による口腔衛生状態の悪化により誤嚥性肺炎や口腔機能の低下が懸念されるため、非常用持ち出し物品に水が無い場合でも使用できるデンタルリンス等を追加するよう啓発に努める。

第 1 1 節 行方不明者等捜索及び遺体収容埋葬計画

災害のため、死亡していると推定される者の捜索及び死亡者の収容埋葬の措置を行うために定める。

1 実施責任者

災害時に死亡した者の死体捜索、見分、処理及び埋葬等は、警察機関、消防機関、医療機関の協力を得て町が行う。

2 捜索及び収容、埋葬の方法

(1) 捜索の方法及び収容

ア 死体の捜索は、消防組合等他機関の応援、ボランティア団体の協力等を得て、捜索に必要な舟艇、その他機械器具等を借り上げて行う。

イ 死体の捜索期間は、災害発生後1週間以内とする。ただし、1週間を経過してもなお、捜索を必要とするときは、災害対策本部長の指示により捜索及び収容隊の規模を縮小して行う。

(2) 死体の収容及び処理

ア 発見された死体については、死体取扱規則（昭和33年国家公安委員会規則第4号）の規定により、警察官の検視の後、災害対策本部長が指示する場所に収容する。ただし、遺族において処理できるものについては、遺族に引き渡す。

イ 収容後の処理

(ア) 死体の洗浄、縫い合せ、消毒等

(イ) 死体の一時保存

(ウ) 検案

(3) 身元不明の死体に対する措置

漂流死体等で身元が判明しない場合は、行旅病人及行旅死亡人取扱法（明治32年法律第93号）の規定により処理する。

(4) 死体の埋葬

ア 死体の埋葬は、警察官の検視（見分）を待って、医療班又は医師が奉仕団体等のボランティアにより、仮設の埋葬場所を借り上げて行い、町のみでは困難な場合は、他機関の所属の医療班の応援を得て実施する。

イ 埋葬は、原則として火葬とする。また、棺、骨つぼ等現物を遺族に支給することによって行うこともできる。

3 災害救助法が適用された場合

災害救助法が適用された場合は、災害救助法施行細則により実施する。

第12節 水防計画

1 水防計画の目的

この計画は、水防法（昭和24年法律第193号）の趣旨に基づき、町における水防事務の調整及びその円滑な実施に必要な事項を規定し、町内の洪水による被害を軽減し、公共の安全を保持することを目的とする。

2 浸水被害軽減地区の指定

町は、洪水浸水想定区域内で輪中堤防その他の帯状の盛土構造物が存在する土地（その状況がこれに類するものとして国土交通省令で定める土地を含む。）の区域であって浸水の拡大を抑制する効果があると認められる区域を指定するものとする。

3 避難確保計画

町は、「避難確保計画」を作成していない要配慮者利用施設の所有者又は管理者へ洪水時に円滑な避難ができるよう必要な指示等を行うものとする。もし、指示に従わなかったら、従わなかった旨の公表をするものとする。

第13節 防疫計画

災害時において伝染病の流行を防止するために定める。

1 実施期間

災害時における防疫は、町が行う。ただし、激甚災害のため、町において十分な防疫ができない場合は、県に要請する。

2 防疫活動

防疫の徹底を図るため、町は、県、日赤、医師会、その他関係機関の協力を求めるものとする。

第14節 ごみ及びし尿処理計画

災害における被災地のごみ及びし尿の処理については、本計画の定めるところによる。

1 ごみ及びし尿処理

- (1) 災害地におけるごみ及びし尿処理は、地域住民の協力を得て、町長が実施するものとする。
- (2) 町のみで処理することが困難な場合は、隣接市町又は県に応援を求め実施するものとする。
- (3) 災害廃棄物の仮置場を事前に選定しておく。

また、仮置場の運営管理や解体家屋のアスベスト飛散防止対策等の措置の徹底のため、必要に応じて状況の確認を行うものとする。

2 清掃の方法

- (1) ごみ及びし尿処理を効果的に実施するため、ごみ処理班及びし尿処理班等清掃作業班を必要に応じ編成し、処理にあたるものとする。
- (2) 作業にあたっては、速やかに被災地の現状把握を行うとともに収集計画を立て、出動体制を整えるものとする。

3 ごみ処理区分

被災地内のごみの収集にあたっては、防疫上、残飯、食品廃材等を先に収集するものとする。なお、処理処分はクリーンパークファイブ（長洲町名石浜 42-1）を使用する。

4 し尿の収集処理

し尿収集については、被災地域の完全収集に努めるものとするが、処理能力が及ばない場合は、一時的に便槽内量 2～3 割程度の収集を行い、各戸の便所の使用を早急に可能にするよう努める。

第15節 廃棄物処理計画

1 計画の方針

災害で発生する廃棄物の処理を迅速・適正に行い、住民の生活環境の保全を図るため、町はそれぞれの区域内における被災状況を想定した廃棄物処理計画、作業計画を策定する。

2 被害状況調査、把握体制

- (1) 町は、速やかに被害状況を把握するため、調査地域、調査対象施設・設備、調査者等を明確にした調査体制を整備する。
- (2) 町は、廃棄物処理施設等の被害状況を早急に取りまとめ、所轄保健所へ報告する体制を整備する。

3 廃棄物の仮置場用地の選定等

- (1) 町は、あらかじめ災害時に発生する損壊家屋や流出家屋のがれき等の災害廃棄物の仮置場用地の選定、確保に努めるものとする。また、1次処理（選別）、2次処理（焼却、破碎等）など段階的な処理場用地の選定に取り組むものとする。
- (2) 町は、平時から廃棄物処理施設について、ヒアリング、立入検査等の実施を通して、処理能力の確認を行うものとする。

4 災害廃棄物処理の広域応援体制

- (1) 町は、災害廃棄物の発生量や処理能力等を想定の上、近隣市町村と相互応援体制の整備に努める。
- (2) 町は、広範囲の被災により、近隣市町村による相互応援体制が維持できない場合を想定した広域応援体制の整備に努める。

5 災害廃棄物処理計画

- (1) 町は、各地域別の被災状況を速やかに把握し、災害廃棄物の発生量を推計するとともに、災害廃棄物の処理を行う施設の処理能力を確認の上、収集、運搬、処分の対策を講じるものとする。
- (2) 町は、災害廃棄物処理の実施に必要な人員、機材等の確保に努めるとともに、災害廃棄物の処理を行う施設の処理能力を超える発生量が見込まれる場合は、近隣市町村への応援要請を行う。
- (3) 町は、地区住民が道路上に災害廃棄物を出し、交通の妨げにならないよう周知するとともに、道路上の障害物により、通常の収集ができない地区については、臨時収集場所を設け、収集への協力を求める。
- (4) 町は、防疫上食物の残飯、食品廃材等腐敗性のごみを優先的に収集運搬する。
- (5) 損壊家屋や流失家屋のがれき等については、原則として被災者自ら、町の定める場所に搬入することが望ましいが、被災者自ら搬入することが困難な場合又は道路等に散在し、緊急的に処理する必要がある場合は、町が収集処理を行う。
- (6) 町は、必要により災害廃棄物の仮置場及び1次処理場（選別）、2次処理場（焼却、破碎等）の設置を行うものとする。
- (7) 町は、被害の状況等から判断して必要と認めるときは、迅速かつ適切な処理が行えるように、（一社）熊本県産業資源循環協会への災害廃棄物処理支援活動協定に基づく協力要請を行うものとする。

第16節 文教対策計画

教育施設の被災又は児童・生徒の被災により、通常の教育に支障をきたした場合に対処する計画である。

1 実施期間

町立学校における応急教育は、町教育委員会が実施する。

2 応急教育対策

(1) 児童・生徒の安全措置

ア 災害が発生、又は発生するおそれがあるときは、学校長は事故を未然に防止するため、休校等適切な措置を講ずるものとする。この場合、教育委員会は、あらかじめ基準を示し、学校長と協議する。

イ 学校長は、登下校時に災害が発生した場合を想定して避難予定場所をあらかじめ設定しておくものとする。避難予定場所の名称、所在地等については常に児童・生徒及び保護者に周知させておくとともに、災害発生の場合は、保護者に児童・生徒の動向を連絡できる体制も考慮しておくものとする。

ウ 学校教育において防災知識の普及を図り、地震等を想定した避難訓練等を実施する。

(2) 学校施設の確保

被災施設の状況を速やかに把握し、玉名教育事務所等関係機関と密接な連絡を取り、次の応急措置を行う。

ア 火災による被災建物であった木造建物で全焼以外の被災建物は、主要構造材の炭化部分を撤去し、残余の部分は、床、壁体、天井、建具を修理のうえ、建物周囲の片づけを行い児童・生徒を収容する。

なお、主要構造材の炭化が表面のみの場合は、建築士が構造上の安全を確認後、上記修理を行い、一時的に使用することとする。

イ 火災以外の災害建物で、大破以下の被災建物は、応急修理のうえ使用するが、この場合、建築士の指示により、水平力及び積載荷重に対し、安全の確認を行った後、使用すること。

ウ 被災校舎が応急修理によっても使用不可能な場合は、無災害又は被害僅少の地域の学校施設、公民館、その他の民有施設等を借り上げることとするが、この場合、児童・生徒の安全とともに教育的配慮を行うこととする。

エ 教育施設の破損、滅失については、早急に修理、補充する必要があるが、修理、補充の不可能な場合には、無災害又は被害僅少の学校の設備を一時的に使用するよう手配する。

(3) 災害に伴う学用品の支給

災害のため、住家に被害を受け、就学上欠くことのできない学用品を喪失、またはき損し、資力の有無にかかわらず、物品販売機構の一時的混乱のため、これらの学用品を直ちに入手することができない状態にある小学校児童及び中学校生徒に対して、町は必要最小限度の学用品を給与し、それらの者の就学の便を図るものとする。

第17節 自衛隊派遣要請計画

自衛隊法（昭和29年法律第165号）第83条の規定に基づき、災害応急対策実施のために自衛隊の派遣を要請する場合は、次の手続きによる。

1 要請する災害

災害が発生、又は発生しようとしているとき、人命又は財産保護のため、必要な応急対策の実施が町および消防、警察、消防団、自主防災組織だけでは不可能、若しくは困難であり、緊急に自衛隊による活動が必要であると認められるとき要請するものとする。

2 要請の手続き

自衛隊の災害派遣を要請する場合は、次の事項を記載した文書又は口頭により、県玉名地域振興局を經由し、知事に申し出る。ただし、緊急を要する場合は直接、県知事公室危機管理防災課に電話等迅速な手段で行い、その後、速やかに要請書（別紙）を提出するものとする。

(1) 災害の状況

- ア 被災（被災予想）地域
- イ 被災（被災予想）状況
- ウ 被害（被害予想）状況（人命、財産等）
- エ 今後の見通し

(2) 要請する理由

- ア 市町村の措置状況
- イ 自衛隊派遣を必要とする理由

(3) 派遣を必要とする機関

(4) 派遣を希望する人員、船舶、航空機等の概数

(5) 派遣を希望する区域及び活動内容

(6) その他参考となる事項

3 派遣要請連絡先

機関名	連絡方法	電話番号
県災害本部室 (防災センター)	県防災用無線電話 南関町→防災センター	*7-300-8-60098
	通常回線	096-213-1000
玉名地域振興局	県防災無線電話	*7-411-8-462
	通常回線	0968-74-2112
	FAX	0968-74-2116

4 自衛隊の活動範囲

派遣された部隊は、主として人命、身体及び財産の保護のため、防災関係機関と緊密な連絡、協力して次に掲げる活動を行う。

- ア 人命の救助
- イ 遭難者等の搜索救助
- ウ 消防
- エ 水防
- オ 人員及び物資の輸送
- カ 道路又水路の啓開（応急復旧）
- キ 応急の医療、防疫
- ク 通信支援
- ケ 給水、炊飯
- コ 入浴支援等

5 連絡担当者

- (1) 町長は、部隊の派遣について通知を受けたときは、関係職員の中から連絡担当者を指名して現地に派遣するものとする。
- (2) 連絡担当者は、部隊の受入れ及び作業について現地における町の責任者として、県、部隊及び町との連絡にあたるものとする。

6 派遣要請後の措置

町長は、部隊の派遣を受けたときは、次の措置を講じて部隊の作業を援助し、災害派遣要請の目的を達するよう努めるものとする。

- (1) 部隊と応急措置に従事する消防団、その他地元区民との協調を図る。
- (2) 自衛隊の宿泊施設及び車両等の保管場所の準備を行うものとする。
- (3) 応援を求める内容、所要人員及び資機材等の確保について計画を立て、部隊到着後は速やかに作業が開始できるようあらかじめ準備しておくものとする。
- (4) 部隊が到着した場合は、部隊を目的地に誘導するとともに、部隊指揮官と協議して作業が他の機関の活動と競合重複せず、最も効果的に分担できるよう配慮するものとする。
- (5) 緊急離着陸場

緊急離着陸場	離着陸所在地	施設住所	地積	座標
南関第一小学校	関町 188	関町 188	85m × 40m	北 33.06253 東 130.54671
南関第二小学校	高久野 754-1	高久野 754	60m × 80m	北 33.02605 東 130.53139
南関第三小学校	相谷 1744-1	相谷 1800	90m × 40m	北 33.04291 東 130.57584
南関第四小学校	上坂下 3528	上坂下 3528	77m × 30m	北 33.01687 東 130.55947
南関中学校	小原 2121-1	小原 2121-1	130m × 110m	北 33.04187 東 130.5619
農村広場	小原 1857	小原 1847	125m × 130m	北 33.05028 東 130.55820
大津山グラウンド	関東 922-1、922-4	関東 934-2	70m × 58m	北 33.06836 東 130.54901
防災広場	関町 8-5、1441-1	関町 8-5、1441-1	58m × 75m	北 33.05935 東 130.54252

7 派遣部隊の撤収要請

町長は、派遣目的を達した場合、又はその必要がなくなった場合は、速やかに派遣要請の要領に準じて撤収要請（撤収時期及び理由）を行う。

8 派遣に要する経費の負担

部隊の活動に要した経費のうち、次に掲げるものは、町の負担とする。

- (1) 部隊が連絡のために宿泊施設に設置した電話の施設費及び電話による通話料金等
- (2) 部隊が宿泊のために要した宿泊施設の電気料金及び水道料金
- (3) 宿泊施設のし尿等の処理料金
- (4) 活動のため現地で調達した資材の費用
- (5) その他必要な事項については、協議して定める。

第4章 地震災害応急対策計画

第1節 地震災害応急対策計画

大地震発生時における家屋の倒壊等による人命損傷はもとより、同時多発火災やがけ崩れの発生、道路、交通網の寸断等の災害に対し、迅速に災害応急対策を実施するための組織及び構成の計画である。

1 防災会議

災害対策基本法に基づき、南関町防災会議の組織及び所掌事務は、風水害応急対策計画に準ずる。

2 初動体制

(1) 災害対策本部設置前の職員の配置計画

熊本地方に震度4以上の地震が発生した場合（J-ALERT 自動起動）、又は地震により災害が発生したと予想される場合は、総務課長の指示に基づき、状況に応じて下記の初動体制をとる。時間外の場合は、下記の初動体制の職員は直ちに役場本庁舎に参集し、初期活動を実施する。

また、南関町において震度6弱以上の地震が観測された場合、又はその他の災害が発生し、行政機能が極度に低下し、若しくはそのおそれがある場合は、原則として各広域本部・地域振興局より速やかに情報連絡員が派遣され行政機能の確保状況の把握を行う。

○災害対策本部設置前の初動体制

班名 (担当者)	分担事務
総務班 (総務課長、総務課長補佐、防災担当者)	1 町長、副町長への連絡 2 職員の動員と配備指令 3 県及び防災関係機関との連絡
情報連絡班 (総務係、放送担当者)	1 防災行政無線の開局 2 災害に対する情報の収集及び伝達
現地班（税務住民課長・福祉課長・健康推進課長・建設課長・経済課長・まちづくり課長・教育課長・給食センター所長）	1 被害状況の把握 2 避難地への要員派遣 3 避難所の開設（鍵の準備）避難者の把握及び報告

(1) 避難所の開設

総務課長は、各課長に被害状況の把握を指示し、状況により各避難所の開設を指示する。ただし、勤務時間外において大地震が発生し、甚大な被害が予想されるときは、避難所の職員配置計画の職員は、直ちにあらゆる手段をもって所定の避難所へ参集し所定の業務に就かなければならない。

また、避難収容計画については、災害応急対策計画第5節に準ずる。

避難所一覧

番号	指定場所	所在地	電話番号
1	B & G海洋センター	南関町大字関東 934-2	53-1133
2	南関第一小学校	南関町大字関町 188	53-0009
3	南の関うから館	南関町大字関町 1230	69-6200
4	南関町役場	南関町大字関町 64	53-1111
5	南関第二小学校	南関町大字高久野 754	53-0412
6	ふれあい広場	南関町大字高久野 585	53-3390
7	南関第三小学校	南関町大字相谷 1800	53-0101
8	南関中学校	南関町大字小原 2121-1	53-0005
9	交流センター	南関町大字小原 1408	53-2007
10	南関第四小学校	南関町大字上坂下 3528	53-9204
11	南町民センター	南関町大字下坂下 160-3	53-9543
12	四ツ原集会所	南関町大字四ツ原 1161-1	

※ 未耐震化の避難所については除く。

(2) 解除

災害対策本部が正常な運営を行うことができる状態に至ったときは、本部長の指示により初動体制を解く。

3 災害対策本部の設置・廃止基準

災害対策基本法第23条の2第1項の規定に基づき、町長は、次の基準により災害対策本部を設置し、災害発生のおそれが解消、又は災害応急対策がおおむね完了したことを町長が認めたときに廃止する。

設置基準	① 町内に震度4以上の地震が発生し、地震の被害が広範な地域にわたり、又は拡大するおそれのあるとき ② 大規模な地震災害の発生が予想されるとき ③ 強力な組織で地震災害応急対策を実施する必要があるとき		
廃止の時期	① 予想された地震災害の危険が解消したと認められたとき ② 地震災害発生後における応急措置が完了したと認められるとき		
設置・廃止の通知公表	通知先	伝達手段	責任者
	各対策部	庁内放送、電話、SNS、メール	総務課長
	防災関係機関	電話	〃
	住民	防災行政無線・広報車	広報情報班長
	報道機関	L-ALERT、電話又は文書	〃
県本部	防災情報共有システム (県防災通信システム)	総務課長	

第2節 職員配置計画

災害応急対策活動を実施するため、必要な人員を確保するために定める。

1 災害対策本部設置後の職員の配備体制

(1) 平常勤務の場合

ア 災害対策本部の総務対策部長は、職員の配置体制をとったときは、関係部長に対して配置決定の指示を行う。各関係部長は、所定の場所に職員の配備を行う。

イ 消防団に対しては、総務課防災担当がその旨連絡する。

ウ 対策関係部長は、それぞれの所管する関係事務所等へその旨連絡する。

(2) 勤務時間外、休日等の場合

ア 総務対策部長は、職員の配置体制をとったときは、関係部長に連絡し関係部長は、直ちに関係配置職員に緊急連絡をとる。

イ 配置職員は、招集の通知を受けたときは、直ちに所定の場所に参加し、その旨を総務対策部長又は関係部長に連絡するとともに所定の業務に就く。

ウ 配置職員は、勤務時間外において地震が発生し、被害が予想されるときは、動員命令を待つことなく、直ちにあらゆる手段をもって、所定の場所へ参加し、所定の業務に就かなければならない。

エ 参加時の留意事項

(ア) 運動しやすい安全な服装で参加すること

(イ) 動員途上に得た被害状況又は災害情報を参加場所の長へ報告すること

2 職員の配備基準

配置体制	震度	配置基準	配置内容	班編成
第1配置	4	町内に震度4以上の地震が発生し、本部長が当該配置を指示したとき	情報収集及び連絡活動を主として行い、状況により、更に高度の配備に迅速に移行し得る体制とする	1班体制 (配置計画の1班から3班までの中から順次配置)
第2配置	5弱 5強	町内に震度5弱以上の地震が発生し、本部長が当該配置を指示したとき	情報収集、連絡活動、災害予防及び災害応急措置を実施するとともに、事態の推移に伴い直ちに第3配置体制に移行し得る体制とする	2班体制 (配置計画の1班から3班までの中から順次配置)
第3配置	6弱 以上	町内に震度6弱以上の地震が発生し、本部長が当該配置を指示したとき	情報収集、連絡活動、災害予防及び災害応急措置を町の行政機関を挙げて実施するものとする	全職員

第3節 食糧調達・供給計画

災害時における販売機構等が一時的にマヒ混乱し、日常の食生活に支障をきたした場合、被災者のために食糧の配給を実施し、食生活を確保するために定める。

1 災害救助法の食品給与の実施基準

(1) 給与の対象者

- ア 避難所に收容された者
- イ 被害を受け、現在地に居住することができず、食品の確保ができない者

(2) 対象品目

- ア 主食（米、乾パン、パン、うどん等）
- イ 副食（調味料を含む）

(3) 対象経費

- ア 主食費
- イ 副食費
- ウ 燃料費
- エ 雑費
- オ 器物（釜、鍋、やかん、バケツ等）の使用品購入費

(4) 実施期間

災害発生の日から7日以内とする。

2 応急食糧調達給与の方法

(1) 応急食糧給与の方法

ア 実施者

町において、炊き出し等食糧品の給与を実施する場合、町長は、災害対策本部福祉対策班から責任者を指名し、各現場責任者を置くものとする。責任者は、配分の適正円滑を期するため、万全の措置を講じるものとする。

イ 食糧給与の方法

責任者は、応急食品の給与に関して実施期間、被災者の実態、施設の状況等を勘案し、炊き出しの実施、パンの給与等適切な方法により、実施するものとする。

(ア) 配給品目の米穀、パン又は麦製品等とする。

(イ) 配給数量は、1日1人3食、精米換算は、600g以内とする。

(ウ) 炊き出しの実施場所

炊出しは、避難所内、又はその近くの適当な場所を選び、婦人団体、自主防災組織等の協力により実施する。

(2) 応急食糧調達の方法

ア 応急食糧調達方法

応急食糧の調達は、原則として町において措置するものとする。

イ 応急食糧の輸送措置

調達した応急食糧の輸送については、原則として当該物資発注先の業者等に依頼するものとするが、業者等において措置できないときは、消防交通班が作成する輸送計画により、措置するものとする。

ウ 災害時応援協定

災害時に応急食糧の調達に関し、関係業者との応援協定を締結し、連絡体制を確立する。

第4節 給水計画

災害により、現に飲料に適する水を得ることができない者に対し、最小限度の飲料水を供給することに必要な事項を定める。町長は、災害対策本部土木班から責任者を指名し、実施するものとする。

1 給水実施基準

(1) 給水対象者

災害のため現に飲料水を得ることができない者

(2) 給水量及び給水期間

給水量は、大人1人1日おおむね3リットルとし、災害発生の日から7日以内とする。

(3) 費用の限度額

給水車使用料、修繕費、燃料費、浄水用の薬品及び資材の実費とする。

2 給水実施方法

給水方法（緊急かつ短期間における給水方法）

ア 有明広域行政事務組合消防本部及び自衛隊等の関係機関が保有する給水車等を要請し、速やかに給水計画を作成し措置する。

イ 給水に際しては、給水時間を事前に広報車、防災行政無線により、住民に周知するものとする。

ウ 広範な地域に給水が必要となる場合は、地区別に貯水用水槽を用意し、給水の迅速化を図るものとする。

第5節 交通輸送計画

災害時における被災者及び災害応急対策に従事する者並びに災害応急物資機材の円滑な輸送を図り、各計画遂行の万全を期するために定める。

1 交通応急対策計画

町は、災害時において交通が途絶え又は混乱した場合、若しくはそれらのおそれがある場合は、その状態を速やかに回復して交通秩序を確立し、災害地に対する緊急輸送及び災害地に関連する交通の安全と円滑を図るため、次に掲げる応急対策を実施する。

(1) 交通規制の実施

町長は、次のような場合は、交通の安全と円滑を図るため、道路における交通規制を実施する。

ア 道路の破損、決壊その他の事由により、通行が危険であると認める場合

イ 道路に関する工事のため、やむを得ないと認める場合

(2) 交通情報の把握

町は、玉名警察署、県（玉名地域振興局）と相互に緊密な連絡を取りながら、常に管内の交通事情の実態把握に努め、その状況及び必要な措置を関係機関に通知する。

(3) 緊急通行車両の通行の確保

災害時における緊急通行車両の通行を確保するため、道路管理者は、緊急通行車両の妨げとなる車両の運転者等に対して移動等を命令し、運転者の不在時等は、道路管理者自ら車両の移動等を行う。また、公安委員会は、道路管理者に対して、車両の移動等を要請する。

(4) 災害時応援協定

災害時の交通路の確保のため、関係機関との応援協定を締結し、連絡体制を確立する。

2 輸送対策計画

町が行う被害者及び災害応急要員の移送並びに災害応急対策用物資資材の輸送の計画は、次に定めるところによる。

なお、町のみでは、輸送力が確保されず、又は輸送の円滑が期されないときは、公益社団法人熊本県トラック協会（平成26年9月29日協定締結）へ要請するなど他の関係機関の応援を得て実施する。

(1) 輸送力の確保

ア 輸送の方法

(ア) 災害時における輸送は、災害の状況、輸送路の状況、輸送物資の内容等、十分調査し、最も迅速・確実に輸送できるものをもって行う。

(イ) 人員、物資の優先輸送

●人員の輸送

災害時において優先輸送される人員は、災害対策本部員、消防団員、消防職員、応急復旧作業員及び要員並びに被災者などとする。

●物資の輸送

物資の輸送については、緊急物資、食糧及び飲料水、医薬品及び防疫物資、生活必需品並びに災害用復旧資材を優先輸送する。

イ 車両等の確保

(ア) 庁用車両の確保

車両等の把握、配車については、消防交通班が担当する。各対策部は、車両を必要とするときは、消防交通班に配車の要請を行う。

(イ) 庁用車以外の車両の確保

庁用車両が不足する場合は、営業用、自家用車を借り上げる。

(ウ) 鉄道による輸送

災害時において、自動車による輸送が不可能なときは、JR等に緊急配車を依頼する。

(エ) 船舶による輸送

陸上交通による輸送が困難な場合又は途絶えたときは、人員・物資等の海上輸送を図る。

(オ) 航空機による輸送

災害による交通途絶、その他の理由により空中輸送が必要な場合は、熊本県防災消防ヘリコプターを活用するとともに「自衛隊派遣要請計画」に定めるところにより要請して行う。

(カ) 人力による輸送

災害のため、車両等による輸送が不能な場合は、労務者による人力の輸送を行う。

3 災害救助法による輸送の基準

(1) 輸送の範囲

- | | | | | | |
|---|--------|---|----------|---|-----------|
| ア | り災者の避難 | イ | 医療及び助産 | ウ | り災者の救出 |
| エ | 飲料水の供給 | オ | 救助用物資の搬入 | カ | 死体の捜索及び処理 |

(2) 実施期間

前項の各救助の機関

(3) 費用の限度額

当該地域における通常の実費

(4) 災害時応援協定

災害時の輸送の確保のため関係機関との応援協定を締結し、連絡体制を確立する。

第6節 緊急消防援助隊要請計画

災害時における緊急消防援助隊の要請に関して定める。

(1) 緊急消防援助隊の出動要請

ア 町長は、災害の状況及び管内の消防力だけでは十分な対応が取れないと判断した場合は、速やかに知事に対して緊急消防援助隊の出動を要請するものとする。

イ 町長は、地震だけでなく台風及び火災等の非常事態の場合においても必要と認めるときは、緊急消防援助隊の出動を要請するものとする。

ウ 町長は、緊急消防援助隊の出動要請を行った場合は、有明広域行政事務組合消防本部へ連絡するものとする。

(2) 南関町応援等調整本部

ア 町長は、緊急消防援助を要請した場合は、南関町での緊急消防援助隊の敏速かつ的確な活動を総合的に支援するため、災害対策本部の設置と併せて南関町応援等調整本部を設置するものとする。

イ 応援調整本部の構成員は、町長又はその委任を受けた者、消防庁派遣職員、県派遣職員、指揮支援部長、代表消防機関派遣職員、又は県内広域応援消防隊の代表とし、町長を本部長とする。

この場合、当該調整本部は消防長、後方支援本部と連携し、次の事項をつかさどるものとする。

- (ア) 緊急消防援助隊の部隊配備に関すること
- (イ) 関係機関との連絡調整に関すること
- (ウ) 緊急消防援助隊の後方支援に関すること
- (エ) その他必要な事項に関すること

(3) 熊本県応援等調整本部

南関町を含む複数の市町村が被災し、熊本県応援等調整本部が設置された場合は、町長が指定する職員を熊本県へ派遣するものとする。

第7節 文教対策計画

教育施設の被災又は児童・生徒の被災により、通常の教育に支障をきたした場合に対処する計画である。

1 実施機関

町立学校における応急教育は、町教育委員会が実施する。

2 応急教育対策

(1) 児童・生徒の安全措置

ア 災害が発生、又は発生するおそれがあるときは、学校長は事故を未然に防止するため、休校等適切な措置を講ずるものとする。この場合、教育委員会は、あらかじめ基準を示し、学校長と協議する。

イ 学校長は、登下校時に災害が発生した場合を想定して避難予定場所をあらかじめ設定しておくものとする。避難予定場所の名称、所在地等については常に児童・生徒及び保護者に周知させておくとともに、災害発生の場合は、保護者に児童・生徒の動向を連絡できる体制も考慮しておくものとする。

ウ 学校教育において防災知識の普及を図り、地震等を想定した避難訓練等を実施する。

(2) 学校施設の確保

被災施設の状況を速やかに把握し、玉名教育事務所等関係機関と密接な連絡を取り、次の応急措置を行う。

ア 火災による被災建物であった木造建物で全焼以外の被災建物は、主要構造材の炭化部分を撤去し、残余の部分は、床、壁体、天井、建具を修理のうえ、建物周囲の片づけを行い児童・生徒を収容する。

なお、主要構造材の炭化が表面のみの場合は、建築士が構造上の安全を確認後、上記修理を行い、一時的に使用することとする。

イ 火災以外の災害建物で、大破以下の被災建物は、応急修理のうえ使用するが、この場合、建築士の指示により、水平力及び積載荷重に対し、安全の確認を行った後、使用すること。

ウ 被災校舎が応急修理によっても使用不可能な場合は、無災害又は被害僅少の地域の学校施設、公民館、その他の民有施設等を借り上げることとするが、この場合、児童・生徒の安全とともに教育的配慮を行うこととする。

エ 教育施設の破損、滅失については、早急に修理、補充する必要があるが、修理、補充の不可能な場合には、無災害又は被害僅少の学校の設備を一時的に使用するよう手配する。

(3) 災害に伴う学用品の支給

災害のため、住家に被害を受け、就学上欠くことのできない学用品を喪失、またはき損し、資力の有無にかかわらず、物品販売機構の一時的混乱のため、これらの学用品を直ちに入手することができない状態にある小学校児童及び中学校生徒に対して、町は必要最小限度の学用品を給与し、それらの者の就学の便を図るものとする。

第5章 災害復旧・復興計画

第1節 施設災害復旧計画

1 基本方針

応急対策を実施した後は、できるだけ迅速に復旧事業に着手し、短時間で完了するよう努めるものとする。また、災害復旧については、再度災害の原因とならないよう完全に復旧工事を行うとともに原形復旧にとどまらずにさらに、災害関連改良事業を行うなど施設の向上を配慮するものとする。

2 復旧計画

災害の復旧に関して、現存の各種法令の規定により、恒久的復旧のための災害復旧計画を作成し、速やかに応急復旧を実施するものとともに早期着工、短期完成を図る。

(施設の災害復旧に関する主な法律)

- (1) 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和26年法律第97号）
- (2) 農林水産施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和25年法律第169号）
- (3) 公立学校施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和28年法律247号）
- (4) 道路法（昭和27年法律第180号）
- (5) 河川法（昭和39年法律第167号）
- (6) 砂防法（明治30年法律第29号）
- (7) 海岸法（昭和31年法律第101号）
- (8) 港湾法（昭和25年法律第28号）
- (9) 公営住宅法（昭和26年法律第193号）
- (10) 生活保護法（昭和25年法律第144号）
- (11) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）
- (12) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）
- (13) 知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）
- (14) 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号）

第2節 復興計画

大規模災害により地域が壊滅し、社会経済活動に甚大な障害が生じた場合においては、被災地域の再建は、都市構造の改変、産業基盤の改変を要するような多数の機関が関係する高度かつ複雑な大規模事業となる。このため、これを可及的速やかに実施するため、復興計画を作成し、関係機関の諸事業を調整しつつ、計画的に復興を進めるものとする。

町は、必要に応じ、大規模災害からの復興に関する法律を活用し、国の復興基本方針等に即して復興計画を作成し、同計画に基づき、土地改良事業等を実施することにより、特定大規模災害により、土地利用の状況が相当程度変化した地域等における円滑かつ迅速な復興を図るものとする。

また、町は、必要な場合、関係地方行政機関に対し、職員の派遣を要請するものとする。

第3節 生業回復等の資金確保計画

1 基本方針

被災者の生活安定及び事業回復のための資金については、国、県、町及び各種金融機関の協力のもとに現存の各法令及び制度の有機的な運用により、所要資金を確保するよう配慮するものとする。

2 融資制度の充実

世帯更生資金をはじめとする各種資金の貸付け、農業協同組合、各種金融公庫、その他一般金融機関の災害融資を充実強化し、被災者の生活安定等を図るための資金の確保に努めるものとする。